

= 素案 =

厚木市地域福祉計画（第 5 期）

〔 厚木市再犯防止推進計画（第 1 期） 〕



誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる
地域包括ケア社会 の実現に向けて

～見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり～

令和 3 年度～令和 5 年度

厚木市

はじめに

目次

第1章 計画策定の趣旨	5
1 計画策定の背景と課題	7
2 計画の位置付けと性格	8
(1) 地域福祉計画	8
(2) 再犯防止推進計画	8
(3) 持続可能な開発目標（SDGs）の取組	10
3 計画の期間	11
4 計画の対象者	12
5 計画における地域の捉え方	13
6 計画の推進体制	14
(1) 保健福祉審議会	14
(2) 地区地域福祉推進委員会	14
(3) 社会福祉協議会	15
(4) 地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働	15
(5) 国・県・近隣市町村との連携	15
第2章 本市の状況	17
1 人口構成	19
(1) 人口・世帯の状況	19
(2) 子どもの状況	22
(3) 高齢者の状況	24
(4) 障がい者の状況	26
(5) その他の状況	30
2 地域福祉をめぐる状況	32
第3章 計画の目指す姿と全体像	41
1 将来像	43
2 基本理念	44
3 基本目標	45
4 計画の体系	46
第4章 施策の展開	49
施策の方向1 見守り活動の充実	50
施策の方向2 地域における居場所づくり	52
施策の方向3 地域で支え合う人づくり	54
施策の方向4 老いること・障がいがあること等に対する理解の促進	56
施策の方向5 権利擁護の推進	58
施策の方向6 一人にさせない社会参加できる地域づくり	60
施策の方向7 包括的な相談支援体制の充実	64
第5章 指標	67
施策の進捗を測る指標	69

目次

※ 成果を図る主な指標の数値については、今後修正の可能性があります。

本計画書の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則として平仮名で表記しています。

ただし、次の場合は漢字で表記しています。

- 法令や団体名等の固有名詞の場合
(例：障害者総合支援法、障害支援区分、身体障害者手帳 など)
- 人の状態を表さない場合
(例：障害物、電波障害 など)

また、「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景と課題
- 2 計画の位置付けと性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象者
- 5 計画における地域の捉え方
- 6 計画の推進体制

1 計画策定の背景と課題

地域福祉計画第4期では、基本理念に「見守り、見守られ、支え合う地域づくり」を掲げ、日頃からの近所付き合いやお互いに様子を気に掛けるなどの地域におけるゆるやかな見守り活動の取組を推進してきました。

市民意識調査の結果では、地域包括ケア社会の実現に向けて必要と思われる取組について、「一人暮らし、高齢者、障がい者、ひとり親などの世帯を見守る体制の充実」が必要な取組であると回答した人の割合が最も高く、平成29（2017）年度では62.2%、令和元（2019）年度では65.4%となっています。

本市の状況は、既に市民の約4人に1人が65歳以上の超高齢社会に突入し、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年には、後期高齢者（75歳以上）の人口が前期高齢者（65～74歳）の人口を上回ることが予測され、今後も高齢化が進むだけでなく、高齢者の中でも高い年齢層の割合が高まっていきます。また、単身世帯、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などの増加、ライフスタイルの変化などにより、家族や地域で支え合う機能の脆弱化や社会的なつながりの希薄化が進むことが懸念されます。

これまでは、高齢者や障がいのある人、子育て世帯などに対し、分野ごとに公的な保健福祉サービスを提供してきましたが、複雑化・複合化する課題に対して、従来の福祉サービスでは解決が困難な課題が増加しています。

そういったことから、地域での「見守り」や「支え合い」などによる支援がより重要になると共に、分野を超えた包括的な相談支援体制づくりが求められています。

本市では、人口減少社会の到来や超高齢社会の進展を見据え、高齢者、障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会の実現に向け、具体的な取組を進めているところです。

また、国においては、罪を犯した人も、罪を償った後に地域で孤立することなく暮らしていくことができ、全ての人々が安心・安全に暮らせる社会の実現を図るため、平成28（2016）年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」といいます。）が制定され、地方公共団体においても、再犯防止推進計画を策定することが規定されました。

令和2（2020）年には、世界中で大流行した新型コロナウイルス感染症が、多くの人々の暮らしに影響を及ぼし、3密を避けるなどの新しい生活様式を取り入れた対応が求められる状況となりました。

このような社会情勢や地域課題を踏まえ、第10次厚木市総合計画との整合を図りつつ、人口等の推移や将来推計、高齢者や障がい者などを対象に行ったアンケート調査を基に、必要な福祉サービスを的確に把握した上で、地域で支え合う取組を進めるため、新たな計画を策定することとしました。

2 計画の位置付けと性格

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画で、本市の総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、成年後見制度の利用の促進、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画として位置付けられるものです。

また、市民の活動計画として厚木市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に補完・連携する計画とします。

さらに、平成27(2015)年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)の推進を図る計画として位置付け、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を推進します。

(2) 再犯防止推進計画

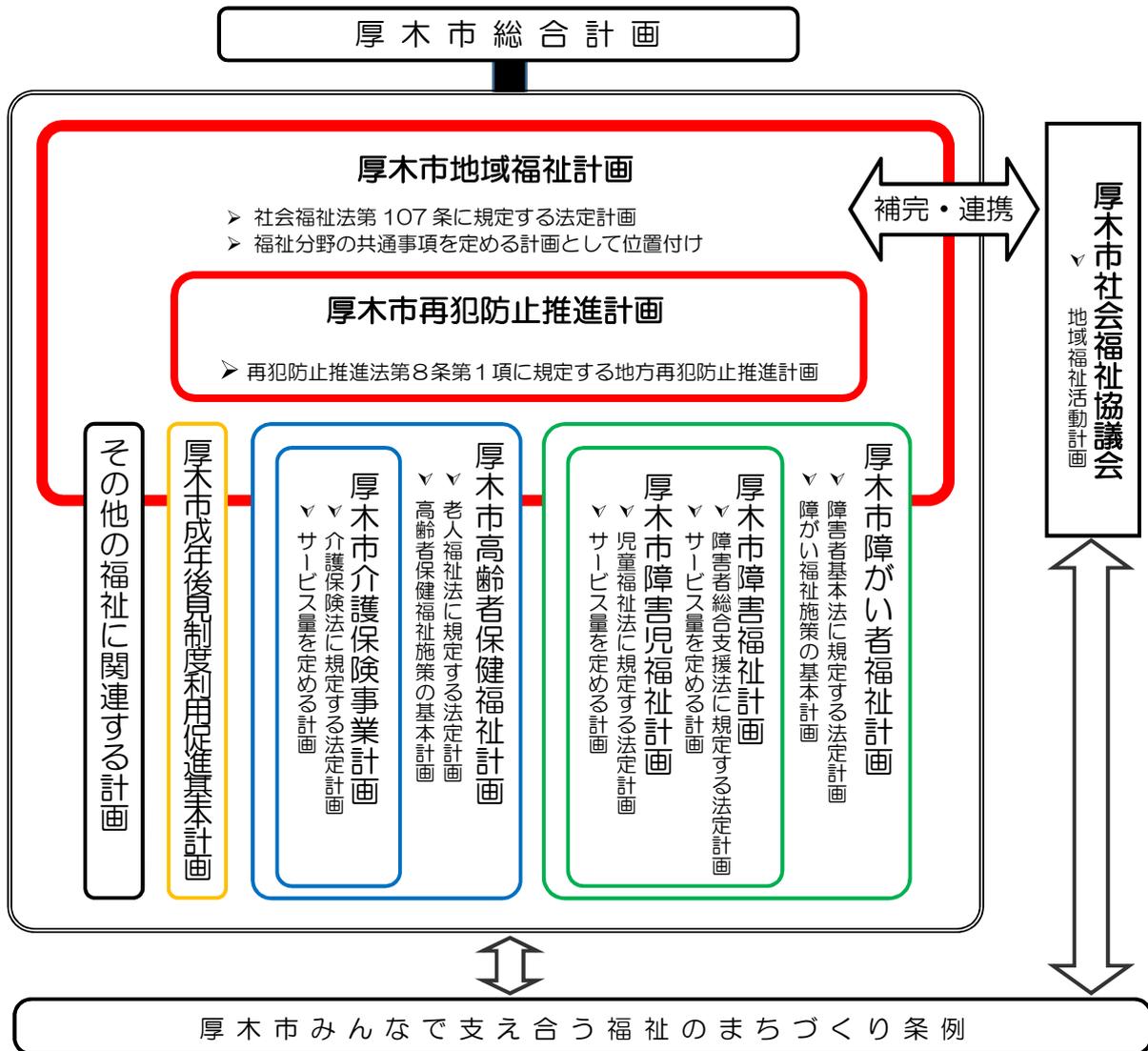
我が国の刑法犯認知件数は、平成14(2002)年に2,854,061件と戦後最多を記録し、その後、平成15(2003)年以降は減少し、平成30(2018)年には戦後最少の817,338件となりました。

しかし、刑法犯により検挙された再犯者の人員の比率(以下「再犯者率」といいます。)は増加しており、再犯防止対策の必要性和重要性が改めて認識され、併せて、再犯防止に対応するためには、国による取組だけではなく、地方公共団体、保護司を始めとした再犯防止に関する活動を行う民間協力者等との連携強化が喫緊の課題となりました。

平成28(2016)年12月には再犯防止推進法が制定され、国及び地方公共団体の責務、民間協力者等との緊密な連携協力の確保、地方再犯防止推進計画の策定等が明確に位置付けられました。

本市では、国の動向を踏まえ、地域福祉計画に再犯防止に関する取組等を盛り込むことにより、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置付け、罪を犯した人も、罪を償った後に地域で孤立することなく暮らしていくことができるよう、必要に応じた適切な支援を提供し、再犯防止と安心・安全なまちづくりを推進する計画とします。

■ 計画の体系図



(3) 持続可能な開発目標（SDGs）の取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された持続可能でより良い世界を目指す国際社会共通の目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12（2030）年を年限とする 17 の国際目標が定められています。

本計画でも、SDGs の目標達成に向けた取組を推進していきます。

■ SDGs17 の目標



出典 国際連合広報センター

■ 本計画が取組むべき SDGs の目標



1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



10 人や国の不平等をなくそう

国内及び各国間の不平等を是正する。



11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典 外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組」(平成 29(2017)年3月)から抜粋

3 計画の期間

本計画は、本市が目指す地域包括ケア社会の理念を明確に位置付け、地域福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、団塊の世代が75歳を迎える令和7(2025)年を見据え、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年計画とします。

計画期間中に法制度等の変更があった場合は、必要に応じて見直し等を行います。

計画期間

関連諸計画	年度	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
第10次厚木市総合計画	第9次 後期計画	基本構想(12年)						
		第1期基本計画(6年)						
厚木市地域福祉計画 (再犯防止推進計画)	第4期 計画	第5期計画(3年)			第6期計画(3年)			
		第1期計画(4年)			※ 令和6(2024)年に 地域福祉計画に統合			
厚木市高齢者保健福祉計画 ※1	第7期 計画	第8期計画(3年)			第9期計画(3年)			
厚木市障がい者福祉計画 ※2	第5期 計画	第6期計画(3年)			第7期計画(3年)			

※1 厚木市高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画を含む。

※2 厚木市障がい者福祉計画は、厚木市障害福祉計画、厚木市障害児福祉計画を含む。

第1章

4 計画の対象者

地域福祉計画は、高齢者、障がい者、子ども、若者など、全ての人々を対象としています。

地域にお住まいの全ての人々は、地域福祉を支える地域包括ケア社会の実現に向けた主体的な存在です。

具体的には、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、保護司、ボランティア、地域福祉推進委員会、学校、社会福祉協議会、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、介護・福祉関係者、医療関係者、社会福祉法人、協同組合、民間企業、NPO法人（特定非営利活動法人）などです。

また、犯罪や非行をした人についても地域住民に含めます。

5 計画における地域の捉え方

本計画では、「地域」と「地区」という言葉がよく使われています。

「地域」は、都道府県や市町村が「地域福祉（活動）計画」と使う場合、その行政区域を指すことが一般的です。

「地区」は、「地区の敬老会」や「地区の公民館まつり」など、普段の日常生活で使われています。本市では、多くの市民、団体、事業者などが参加し地域主体の幅広い福祉活動ができるよう、市内 15 の地区市民センター単位の「地区」に地区地域福祉推進委員会を組織し、活発な地域福祉活動を展開しています。

これらを踏まえ、本計画では、2つの言葉を次のように整理しました。

「地域」…区域を限定せずに、おおむね市域という広い範囲を指します。

※ ただし、「地域住民」や「地域における取組」など、住民の身近な生活圏域を指す場合があります。

「地区」…地区市民センター単位の 15 地区の特定の区域を指します。

■ 地区構成図



第 1 章

6 計画の推進体制

本計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組む事項などを定める計画です。

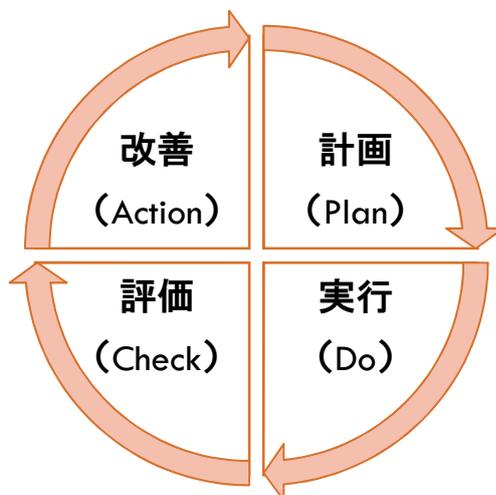
本計画の推進に当たっては、行政のみならず市民、事業者、関係機関がそれぞれの役割の下に連携を図りながら、協働して取り組む必要があります。

(1) 保健福祉審議会

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、あらゆる分野が一体となった推進体制が必要です。保健、医療、福祉などの分野の代表者及び一般公募で選出された委員で構成する保健福祉審議会において、計画の全体的な調整を行います。

本市では、各年度の達成状況について調査、分析及び評価を行い、保健福祉審議会に報告した上で、必要に応じて計画や施策を見直すこととします。

■ PDCA のイメージ



(2) 地区地域福祉推進委員会

市内 15 地区の地区市民センターを拠点に、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの地域福祉活動に携わる人々で構成され、活発な地域福祉活動が展開されています。本計画の地区別計画についても、地区地域福祉推進委員会と共に策定し、施策の展開を図ることで、計画の実効性を確実なものとし

(3) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に定められ、地域福祉の推進を図ることを目的に、「地域福祉の推進役」として、誰も排除しない福祉の地域づくりに取り組んでいる団体です。

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、本計画と共に地域住民の参加を得て策定され、地域福祉を推進するための計画であることから、基本理念、基本目標、方向性などにおいて整合性を保ち、相互に補完・連携する計画となっています。

(4) 地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働

地域福祉を推進する上で、地域住民、民間事業者、ボランティア団体、医療・介護関係者などは、行政の大切なパートナーです。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民の生活を地域全体で支える仕組みを構築する必要があります。地域包括支援センターや障がい者相談支援センターを中心に、それぞれが地域の実態や課題について把握し、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターなどの関係者間で問題意識を共有し、課題解決できるよう行政としても働きかけていきます。

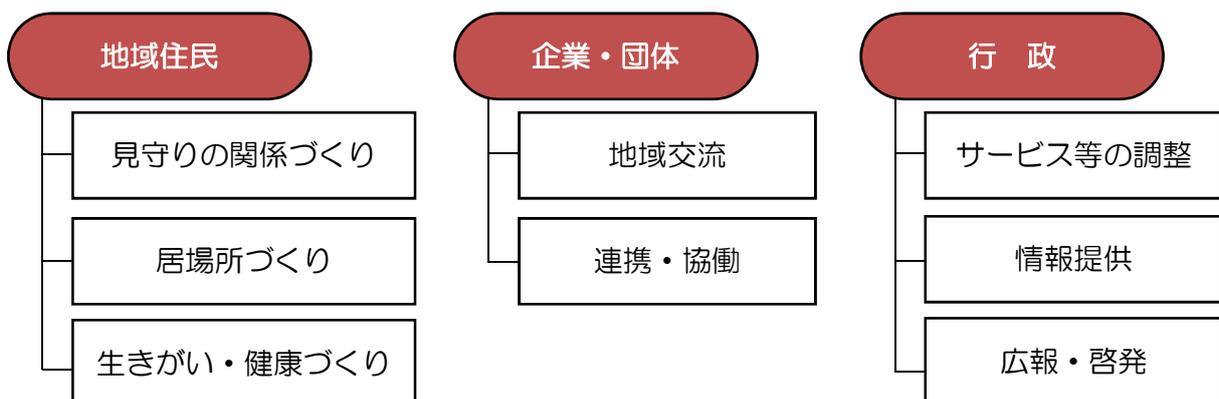
また、再犯防止の取組に当たっては、地域において犯罪や非行をした人に対する更生保護活動を行っている保護司などの民間協力者と相互に連携協力していきます。

(5) 国・県・近隣市町村との連携

国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。

また、地域福祉を推進する上で、広域的に対応することが望ましい施策については、近隣市町村との連携を図り、施策の推進に努めます。

- 地域包括ケア社会の実現に向けたそれぞれの役割を次のとおり位置付けます。



第2章 本市の状況

1 人口構成

- (1) 人口・世帯の状況
- (2) 子どもの状況
- (3) 高齢者の状況
- (4) 障がい者の状況
- (5) その他の状況

2 地域福祉をめぐる状況

- (1) 地域での支え合いの展開
- (2) 地域での支え合い活動
- (3) 地域の支え合い機能の向上
- (4) 地域の人とつながりを持てる場や交流する機会
- (5) 地域での活動

1 人口構成

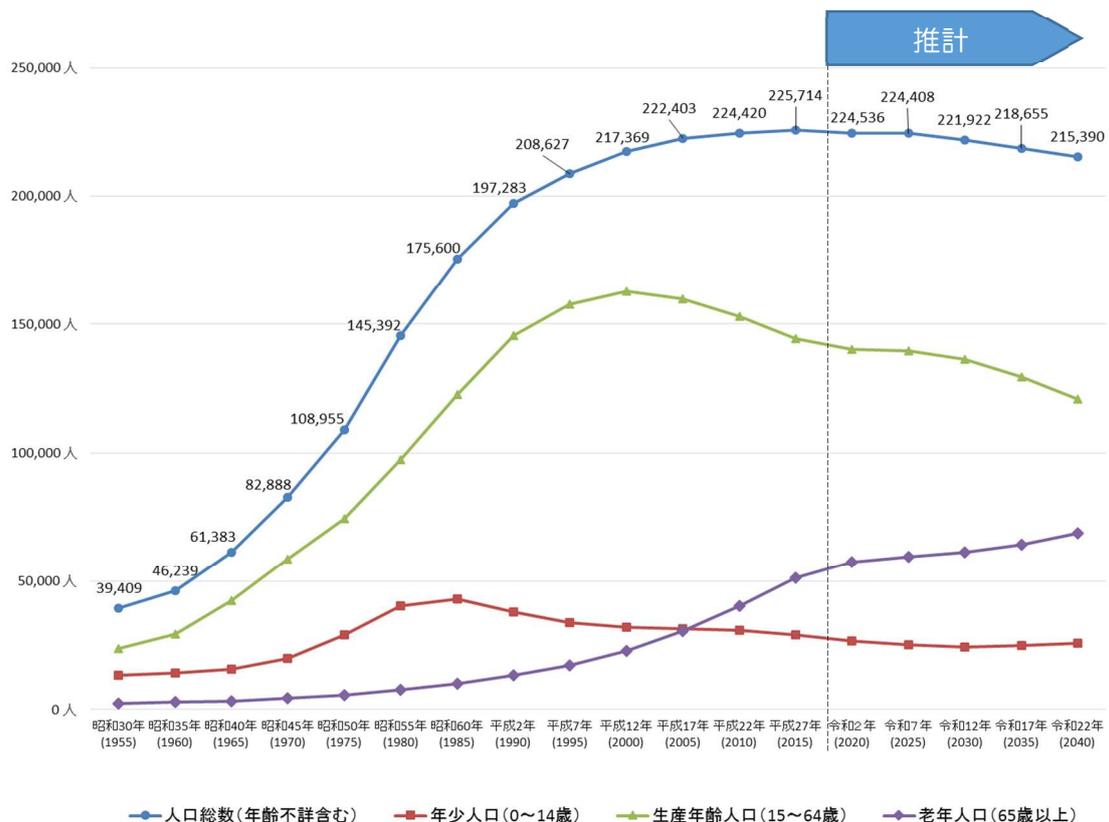
(1) 人口・世帯の状況

ア 人口・年齢階層別人口

人口総数は一貫して増加傾向となっておりますが、増加率は縮小傾向にあり、近年では横ばいとなっております。年少人口(0~14歳)は昭和60(1985)年以降、緩やかに減少し、平成17(2005)年に老年人口(65歳以上)とほぼ同数となりました。生産年齢人口(15~64歳)は平成12(2000)年以降減少に転じていますが、老年人口(65歳以上)は一貫して増加を続けています。

今後については、合計特殊出生率の上昇、20歳代、30歳代の定住促進・転出抑制等に取り組むことにより実現できるとした推計値を本市の人口の将来展望とし、目標人口を定めています。

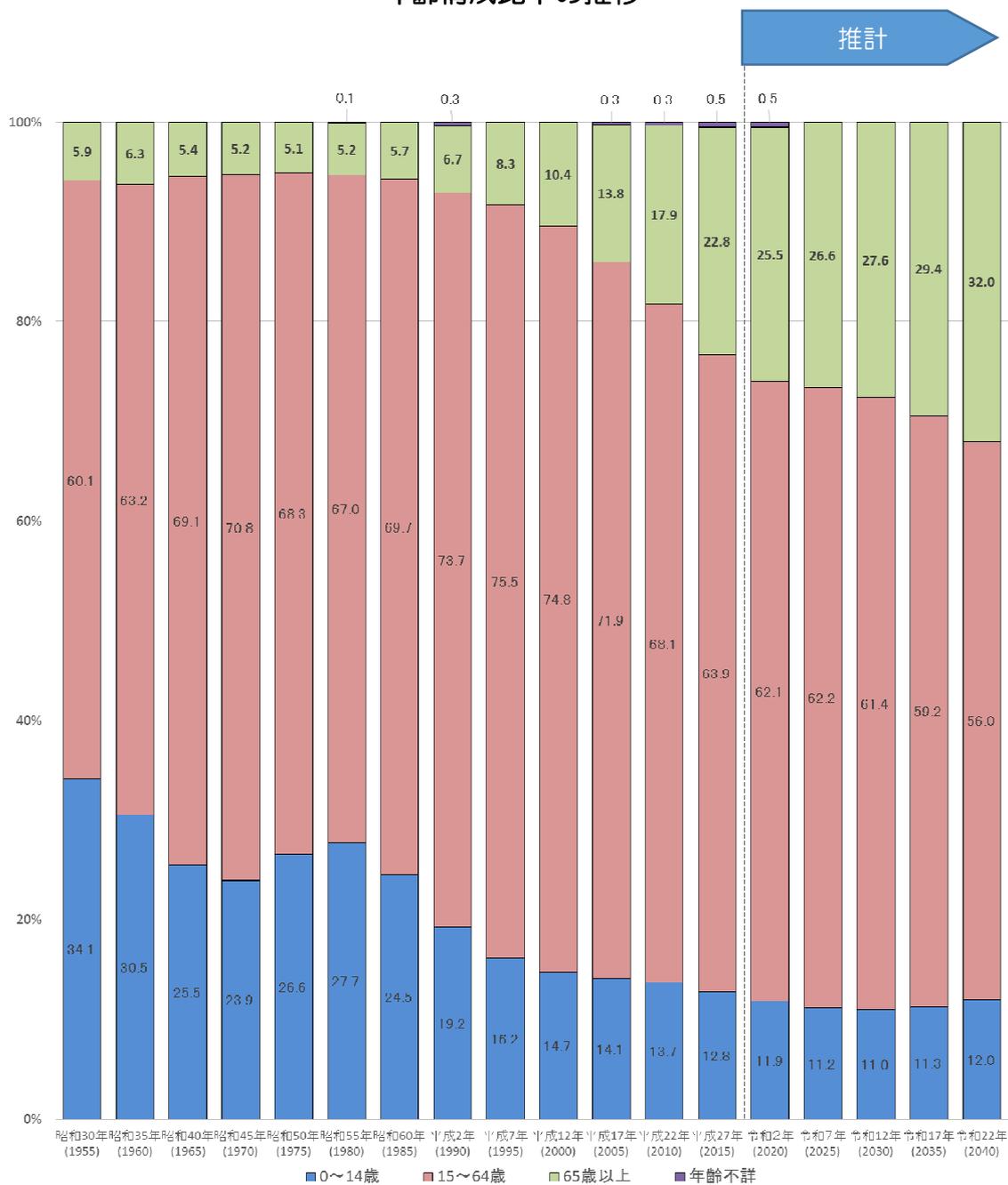
年齢階層別人口の推移



資料 国勢調査、推計については厚木市作成(令和2年9月)
 ※ 各年10月1日現在

第2章

年齢構成比率の推移



資料 国勢調査、推計については厚木市作成（令和2年9月）

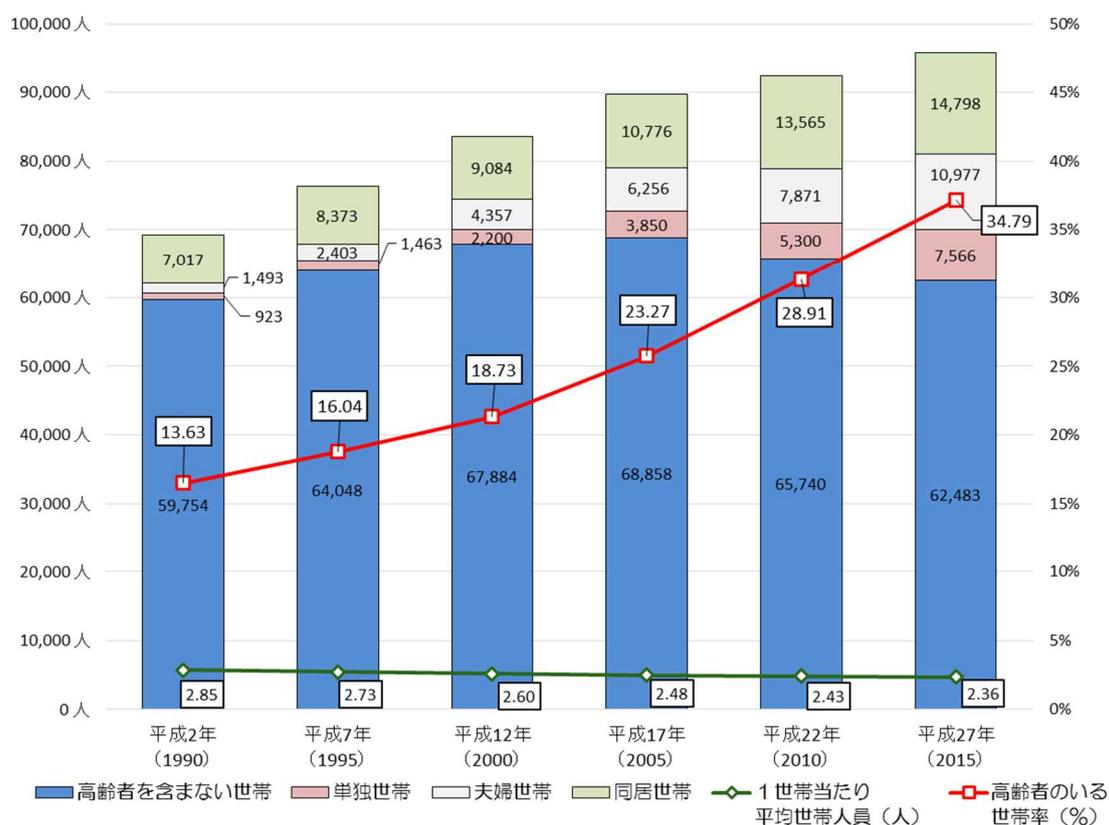
※ 各年10月1日現在

イ 高齢者を含む世帯の状況

人口の伸びに伴い、世帯数は増加しておりますが、高齢者を含む世帯（高齢単独世帯、高齢夫婦世帯及び高齢者と同居の世帯）は、平成 17（2005）年から平成 27（2015）年の 10 年で約 1.6 倍に増加しています。一方、高齢者を含まない世帯は減少傾向にあります。

また、人口を世帯数で除した一世帯当たりの平均世帯人員は、減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいます。

高齢者を含む世帯数の推移



資料 国勢調査

- ※ 各年 10 月 1 日現在
- ※ 国勢調査による数値であるため、住民基本台帳による数値とは一致しない。
- ※ 高齢者夫婦世帯とは、夫又は妻のいずれかが 65 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯

第2章

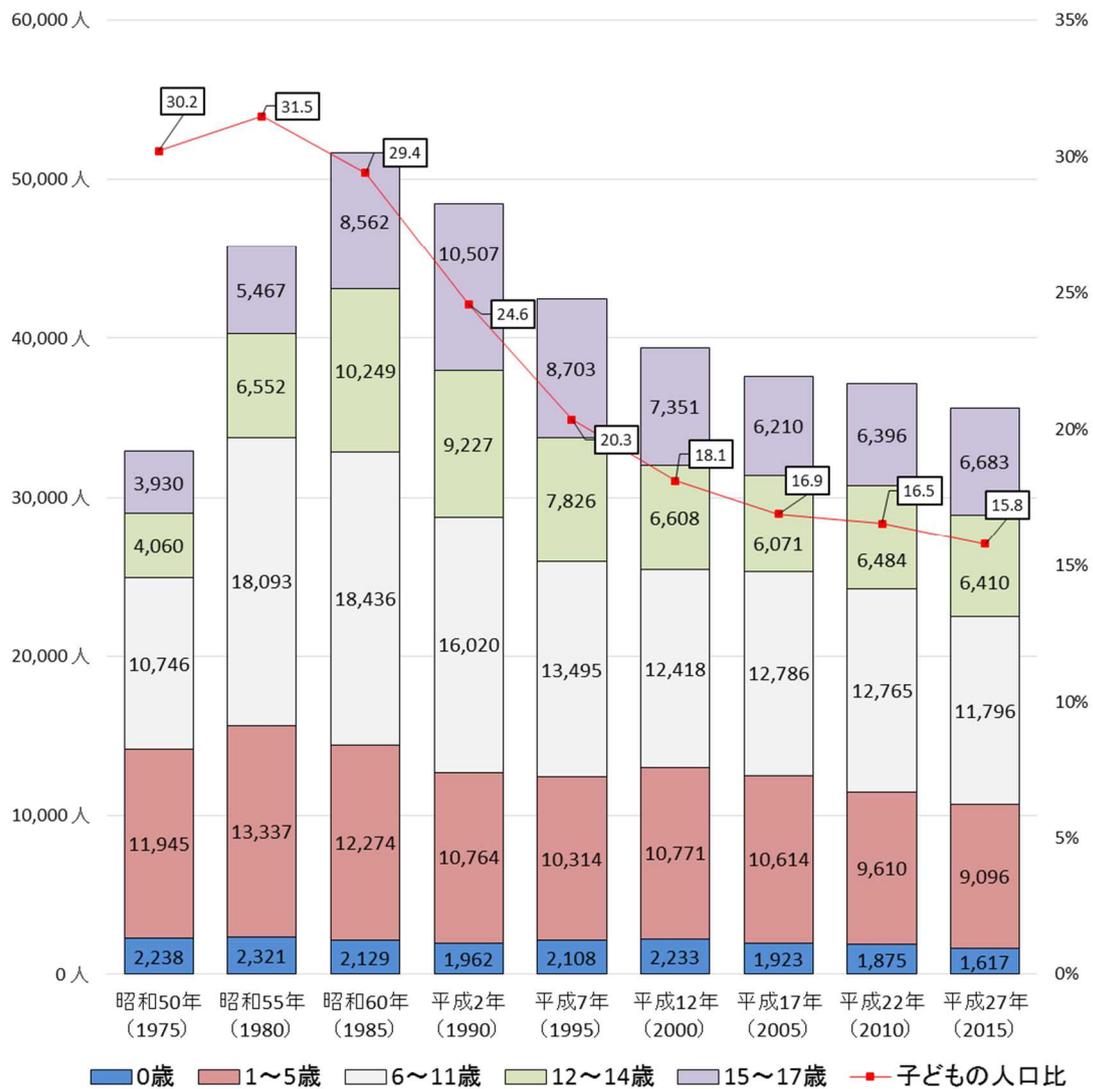
(2) 子どもの状況

ア 子どもの人口（18歳未満）

18歳未満の子どもの人口は、第2次ベビーブームの昭和40年代後半から急速に増加しましたが、昭和60（1985）年からは徐々に減少しています。

総人口に対する子どもの人口割合を昭和50（1975）年と平成27（2015）年と比較すると、昭和50（1975）年が30.2%で約3人に1人、平成27（2015）年には15.8%で約6人に1人という状況になっています。

子どもの人口の推移



資料 国勢調査

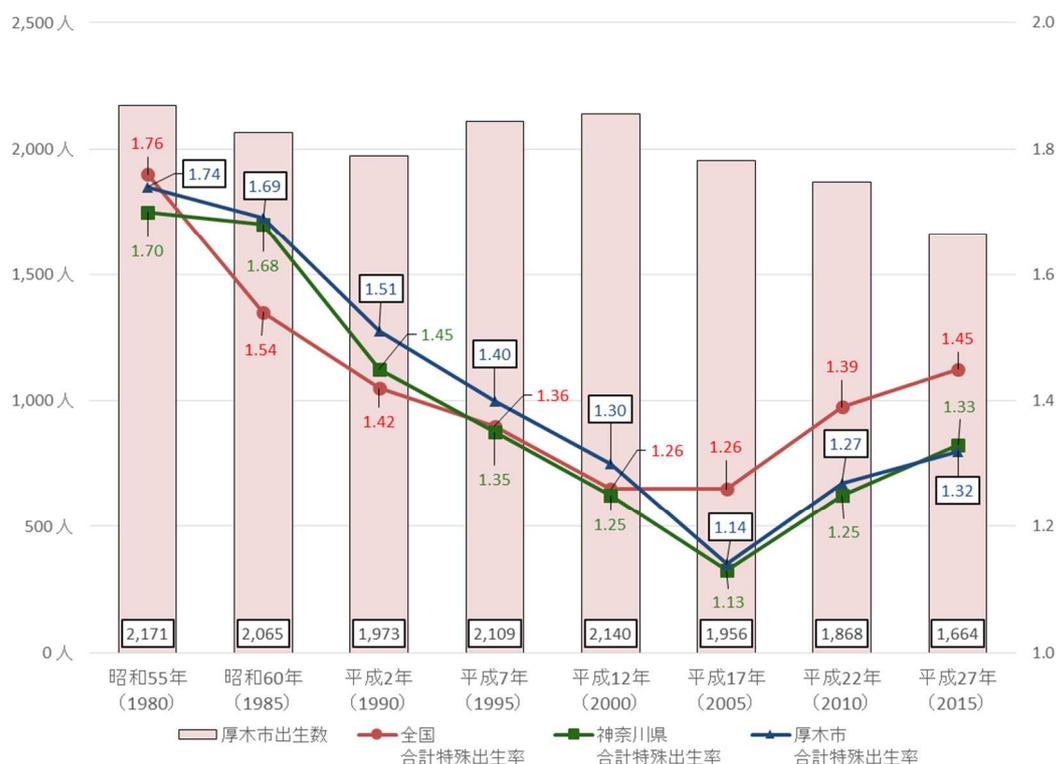
※ 各年10月1日現在

イ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、近年、増加傾向となっておりますが、出生数は減少しています。平成12(2000)年と平成27(2015)年を比較すると、本市の出生率が1.30から1.32に増加しているにもかかわらず、出生数は約500人減少しています。

また、本市の出生率は、平成12(2000)年には国・県の出生率を上回っていましたが、平成27(2015)年では、国・県より低くなっています。

合計特殊出生率の推移



資料 厚生労働省「人口動態統計」、神奈川県「神奈川県衛生統計年報」

※ 合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

第2章

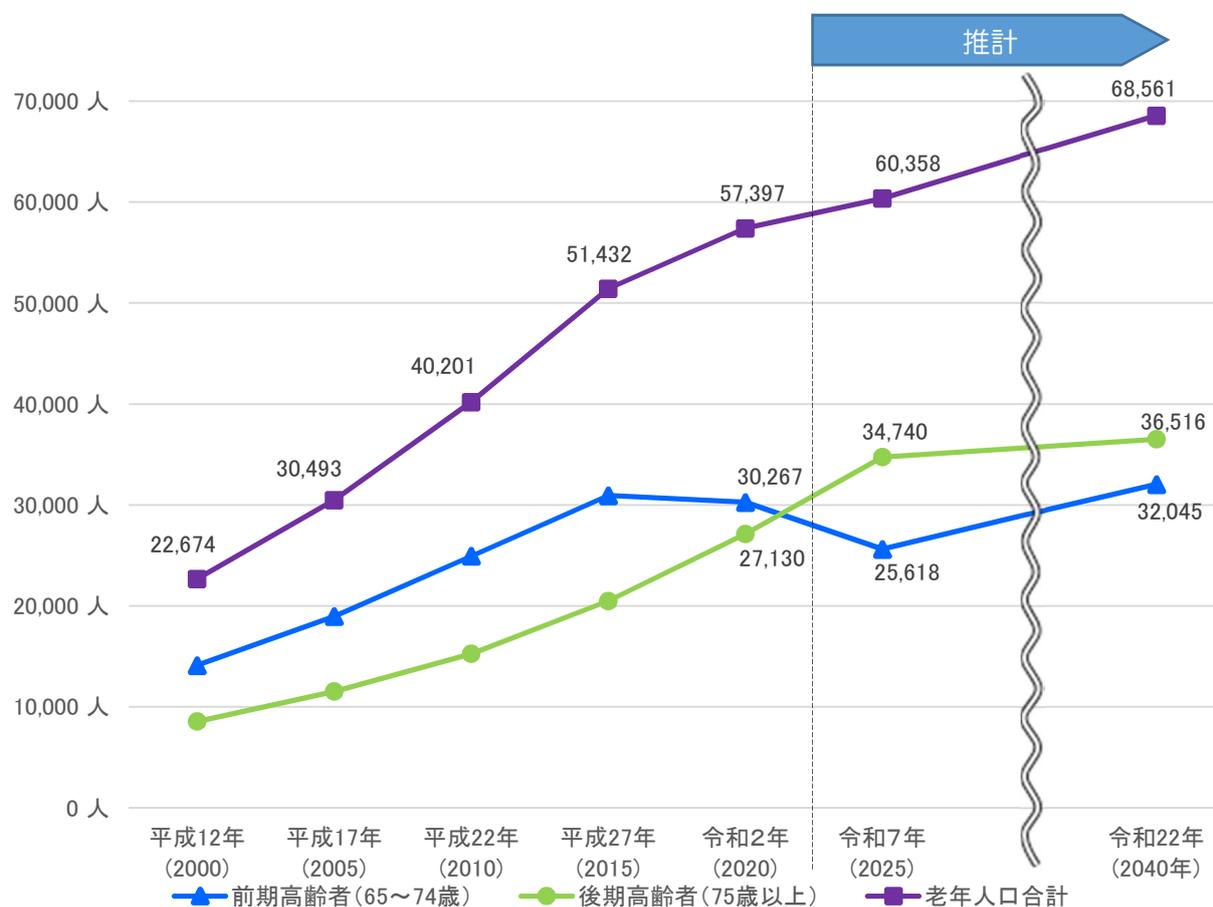
(3) 高齢者の状況

ア 高齢者数

高齢者は、一貫して増加を続け、昭和30（1955）年に17人に1人だった高齢者が平成27（2015）年には4人に1人になり、令和22（2040）年には市民の3人に1人が高齢者になる見込みです。

また、団塊の世代が75歳以上になる令和7（2025）年には、後期高齢者（75歳以上）数が、前期高齢者（65～74歳）数を上回る見込みとなっています。

老年人口の推移



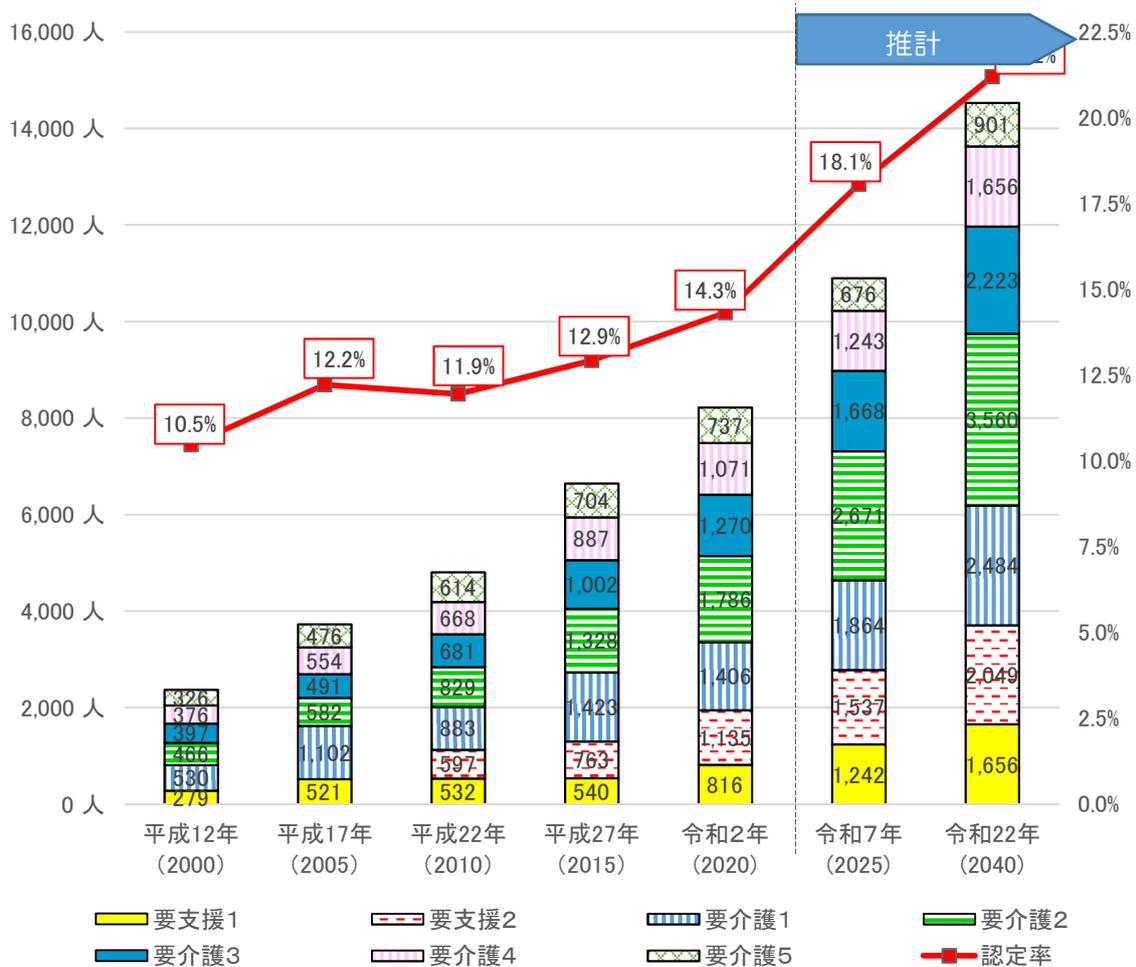
資料 国勢調査、推計については厚木市作成（令和2年9月）

※ 各年10月1日現在

イ 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は、平成 27（2015）年 10 月 1 日現在 6,647 人を数え、介護保険制度が始まった平成 12（2000）年の 2,374 人と比べ 15 年間で 4,273 人増え、約 2.8 倍の認定者数となっています。これは、高齢者人口の増加を上回る状況にあります。

要介護度別数値及び高齢者人口の実績と推計



資料 厚木市介護福祉課

※ 各年 10 月 1 日現在

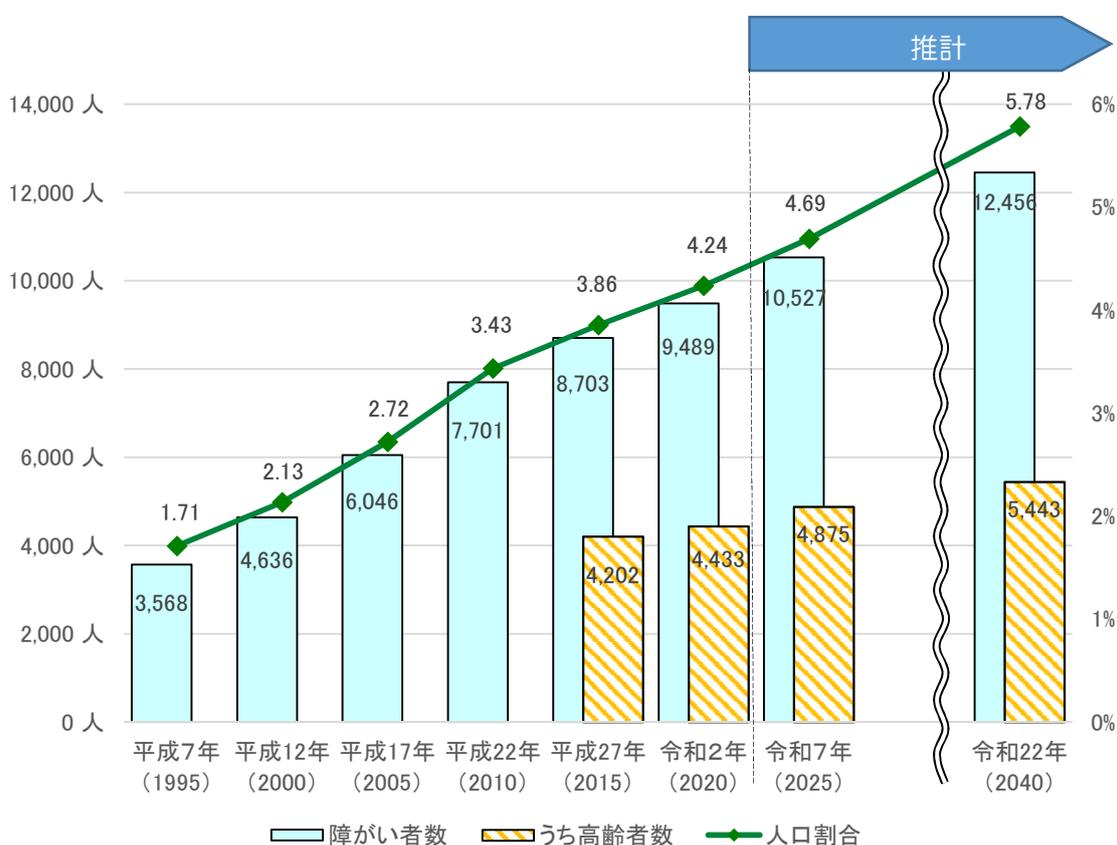
(4) 障がい者の状況

ア 障がい者人口（障害者手帳所持者）

障がい者は年々増加しており、令和7（2025）年では、平成7（1995）年から30年間で約3倍になると推計しています。また、障がい者人口における65歳以上の高齢者の割合は、約4割を占め、今後も増加することが見込まれます。

厚木市の人口ビジョンにおける将来展望によると、人口は令和2（2020）年をピークに減少すると推計していますが、障がい者人口割合は大幅に増加すると見込んでいます。

障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計、推計については厚木市作成（令和2年9月）

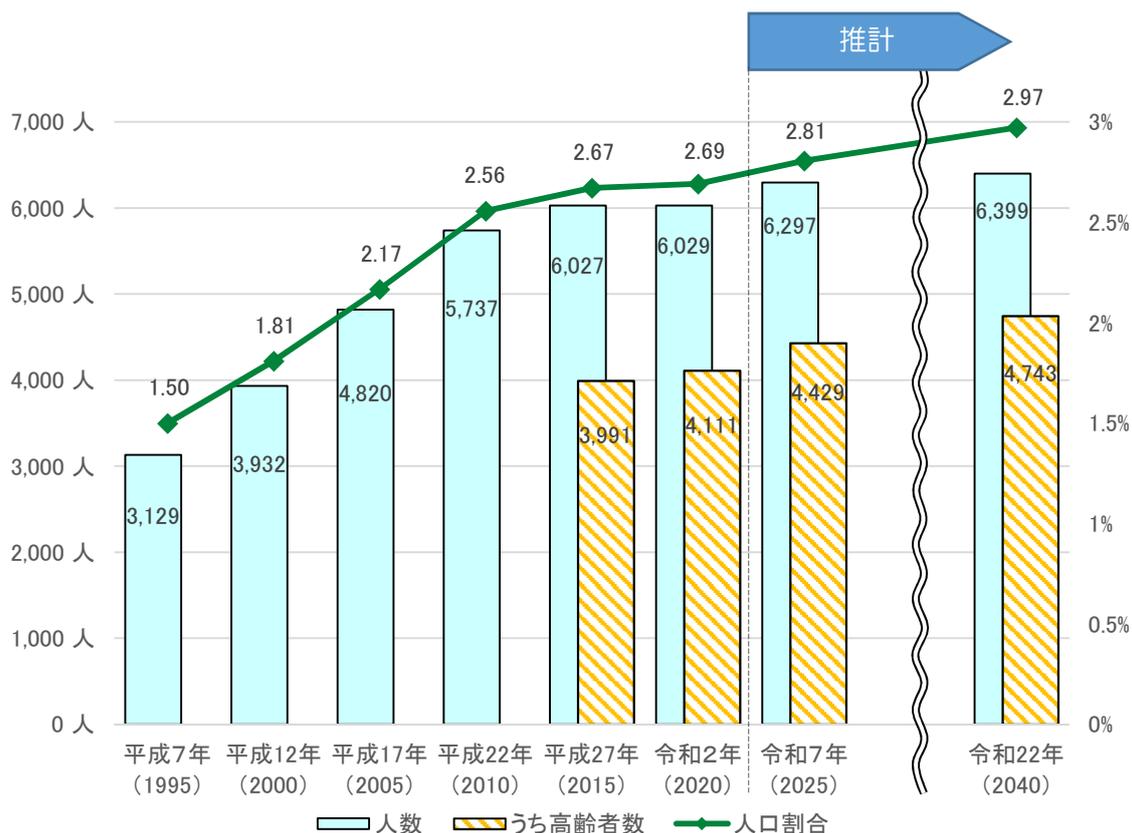
- ※ 各年10月1日現在（平成7年、平成12年は4月1日現在）
- ※ 障害者手帳は、障がいのある人が取得できる手帳で、一般に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の総称
- ※ 障がい者数は、正確な数値を捉えることが不可能なため、それぞれの障害者手帳所持者の合計から重複の人数を除いた数とします。
- ※ 高齢者数は平成25年度からの統計値

イ 身体障がい者人口（身体障害者手帳所持者）

身体障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

今後は、身体障がい者が高齢になることに加えて、高齢化に伴う身体機能の低下による身体障がい者が新たに増加すると考えられるため、身体障がい者及び人口割合は、増加が続くと見込んでいます。

身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計、推計については厚木市作成（令和2年9月）

※ 各年10月1日現在（平成7年、平成12年は4月1日現在）

※ 障害者手帳は、障がいのある人が取得できる手帳で、一般に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の総称

※ 障がい者数は、正確な数値を捉えることが不可能なため、それぞれの障害者手帳所持者の合計から重複の人数を除いた数とします。

※ 高齢者数は平成25年度からの統計値

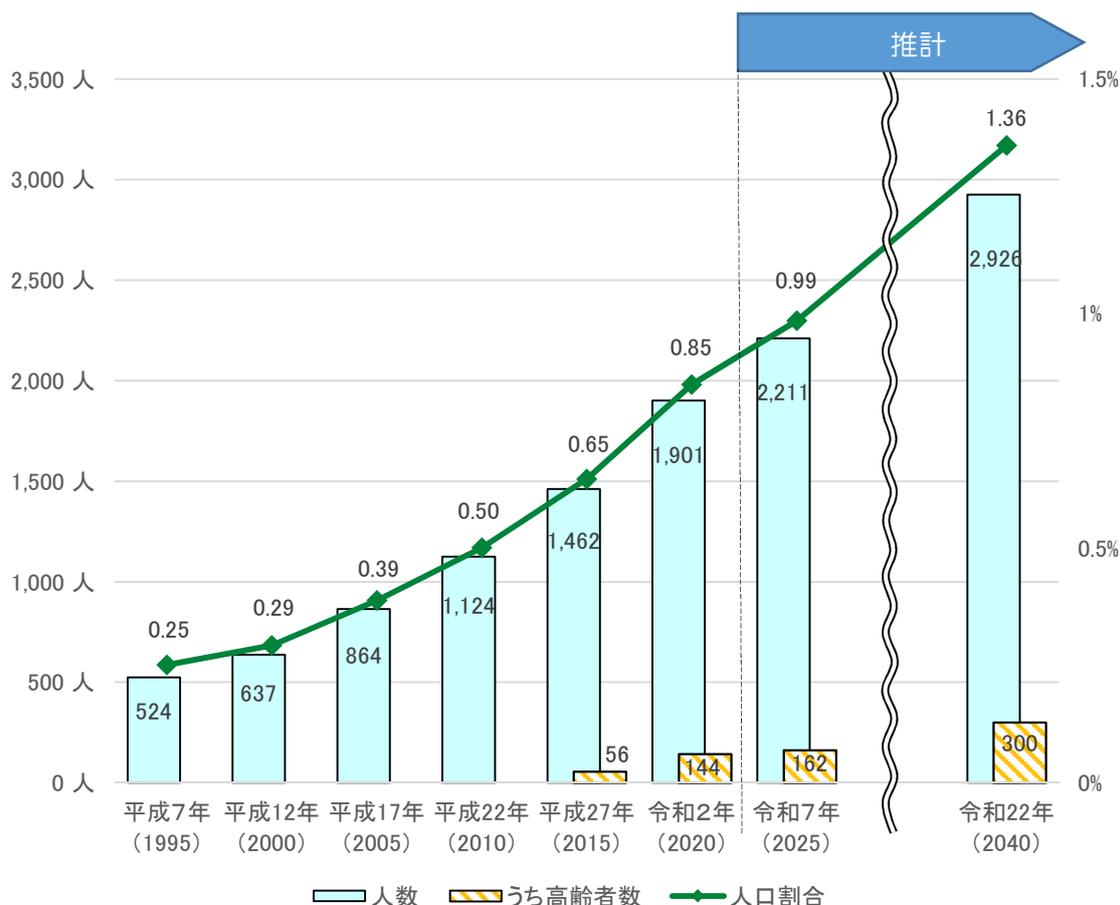
第2章

ウ 知的障がい者（療育手帳所持者）

知的障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

療育手帳は18歳頃までに取得する人が多く、現在も若年層を中心に手帳取得者が多くなっている状況です。そうした年齢層が加齢とともに増加しますので、知的障がい者及び人口割合は、増加が続くと見込んでいます。

知的障がい者（療育手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計、推計については厚木市作成（令和2年9月）

※ 各年10月1日現在（平成7年、平成12年は4月1日現在）

※ 障害者手帳は、障がいのある人が取得できる手帳で、一般に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の総称

※ 障がい者数は、正確な数値を捉えることが不可能なため、それぞれの障害者手帳所持者の合計から重複の人数を除いた数とします。

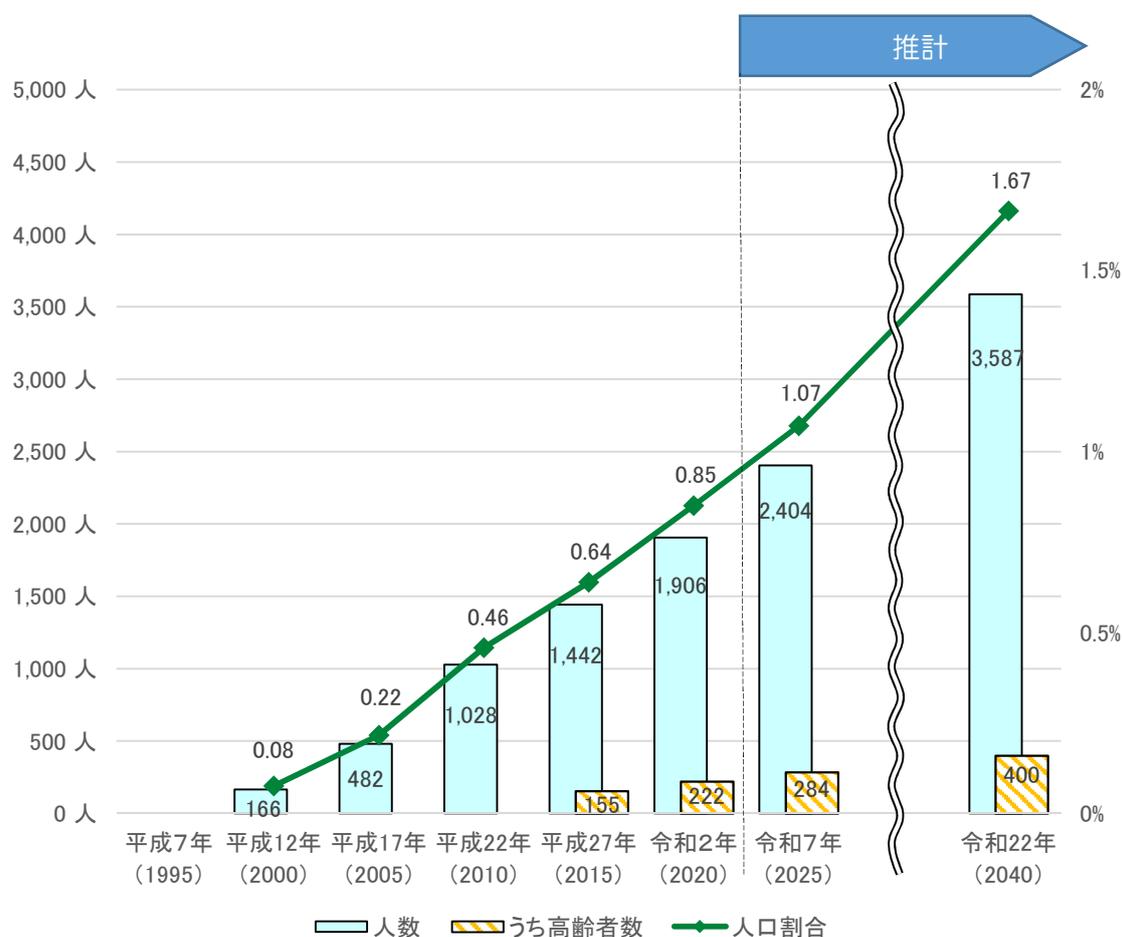
※ 高齢者数は平成25年度からの統計値

工 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）

精神障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のため生活に支障がある場合に所持するものであり、精神疾患に罹患している人は手帳の所持者以上に存在していると思われます。今後は、地域包括ケア社会の実現に向けた取組により、これまで支援につながらなかった人が障害福祉サービスを利用することが想定されるため、精神障がい者及び人口割合は増加が続くと見込んでいます。

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 厚木市障がい者数統計、推計については厚木市作成（令和2年9月）

※ 各年 10月1日現在（平成7年、平成12年は4月1日現在）

※ 障害者手帳は、障がいのある人が取得できる手帳で、一般に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の総称

※ 障がい者数は、正確な数値を捉えることが不可能なため、それぞれの障害者手帳所持者の合計から重複の人数を除いた数とします。

※ 高齢者数は平成25年度からの統計値

(5) その他の状況

ア 自立支援相談の状況

本市における生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談の受付件数は、制度の認知と関係機関との連携が進んだことにより、年々増加しています。

相談内容は、病気や健康、障がいに関することを始め、生活費や就労に関することなどが多くを占め、様々な課題が複合化している状況にあります。

自立支援相談新規相談受付者件数



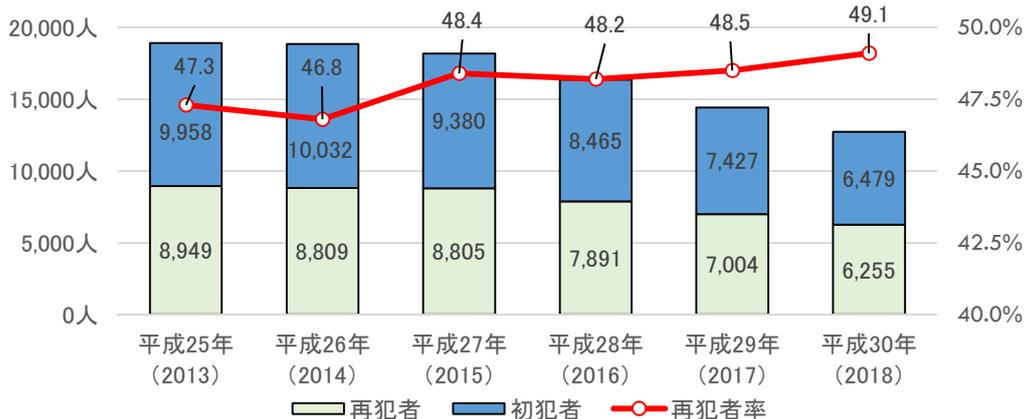
資料 厚木市福祉総務課

イ 県内の再犯者数及び再犯率の状況

県内の再犯者率の推移は、調査年によってばらつきがありますが、平成30(2018)年は49.1%と国内の数値を上回っている状況にあります。

なお、厚木警察署管内の再犯者率は、52.2%となっています。

神奈川県内の刑法犯検挙者中の再犯数及び再犯率



出典 神奈川県警本部作成の犯罪統計

厚木市の再犯率 平成30(2018)年

刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
327人	157人	170人	52.2%

出典 法務省東京矯正管区による集計

第2章

2 地域福祉をめぐる状況

令和元年度に実施した厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）策定のための調査結果及び厚木市障害福祉サービス利用（提供）実態調査結果から地域福祉に求められている必要な取組等について検討しました。

【実施したアンケート調査】

調査の名称	対象
① 若年者一般調査	厚木市に住民登録のある40歳以上65歳未満で、要介護・要支援認定を受けていない市民700人を無作為に抽出
② 高齢者一般調査	厚木市に住民登録のある65歳以上で、要介護・要支援認定を受けていない市民1,000人を無作為に抽出
③ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	厚木市に住民登録のある65歳以上で、要介護の認定を受けていない市民7,000人を無作為に抽出
④ 居宅介護サービス利用者実態調査	要介護・要支援認定者で、令和元(2019)年7・8月に居宅サービスを利用していた市民1,000人を無作為に抽出
⑤ 介護保険未利用者実態調査	要介護・要支援認定者で、令和元(2019)年7・8月に居宅サービスを利用していなかった市民500人を無作為に抽出
⑥ 介護保険指定事業者実態調査	市内の介護保険指定事業者に対し、各サービスの現状と今後の予定について75事業者を無作為に抽出
⑦ 障害福祉サービス利用実態調査 (障がい者、障がい児)	厚木市に住民登録のある障害福祉サービス受給者700人を無作為に抽出
⑧ 障害福祉サービス提供実態調査 (事業所)	市内の障害福祉サービス事業所に対し、各サービスの現状と今後の予定について151事業所

調査結果の表示方法

※ 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

(1) 地域での支え合いの展開

本市では、これまでも、施策の一つとして「見守り・支え合いの地域づくり」に取り組んできましたが、高齢者、障がい者などを対象に「あなたのお住まいの地域では支え合いが展開されていると思いますか」という質問に対して、居宅介護サービス利用者調査の結果では、「思わない」と回答した人の割合が「思う」と回答した人の割合を上回っています。障害福祉サービス利用実態調査でも同様の結果となっています。

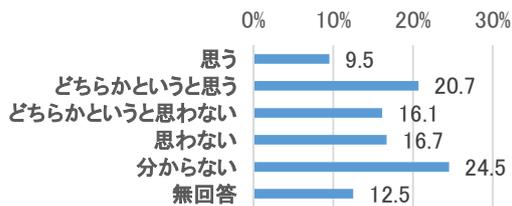
一方、若年者一般調査、高齢者一般調査及び日常生活圏域ニーズ調査の結果では、「どちらかというと思う」と回答した人の割合が高い傾向となっています。

また、「分からない」と回答した人の割合も各項目中 20%以上を占め、地域との関わりを持っていない結果となっています。

このように、福祉サービスを必要とする人と、必要としない人とでは、地域での支え合いの展開について、意識の差が生じています。

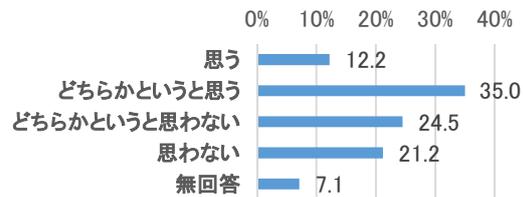
■ あなたのお住まいの地域では支え合いが展開されていると思いますか。(回答は1つ)

N=473



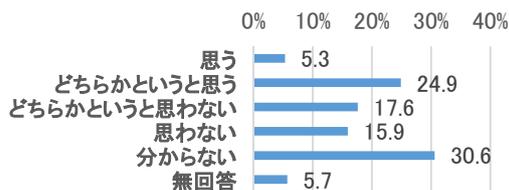
居宅介護サービス利用者調査

N=368



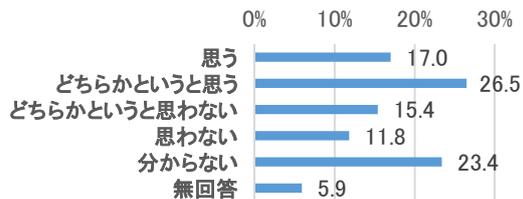
障害福祉サービス利用実態調査

N=245



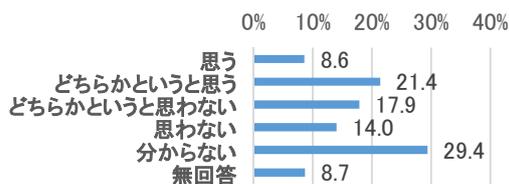
若年者一般調査

N=577



高齢者一般調査

N=4,339



日常生活圏域ニーズ調査

第2章

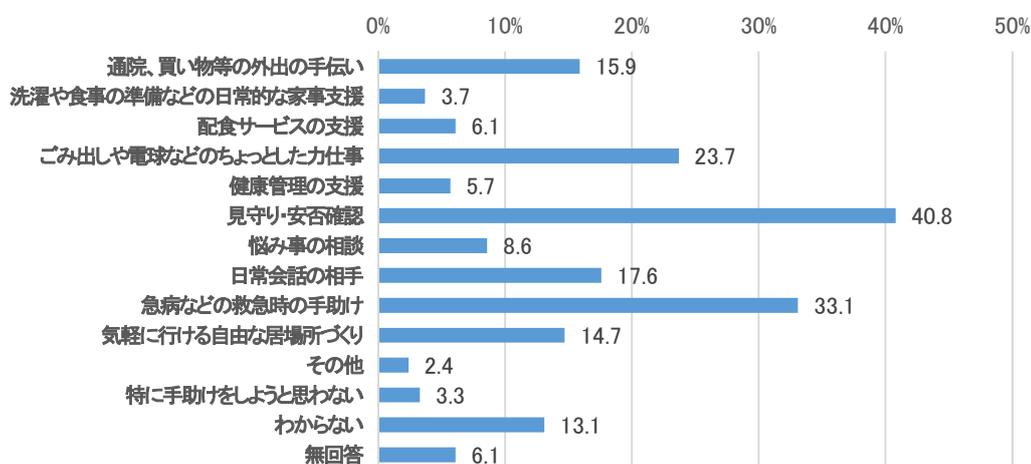
(2) 地域での支え合い活動

若年者一般調査、高齢者一般調査及び日常生活圏域ニーズ調査の結果では、「あなたが実施したい地域での支え合い活動は何ですか」という質問に対しては、「見守り・安否確認」と回答した人の割合が最も高くなっています。

また、いずれの調査でも「急病などの緊急時の手助け」、「気軽に行ける自由な居場所づくり」、「通院、買い物等の外出の手伝い」と回答した人の割合が高くなっています。

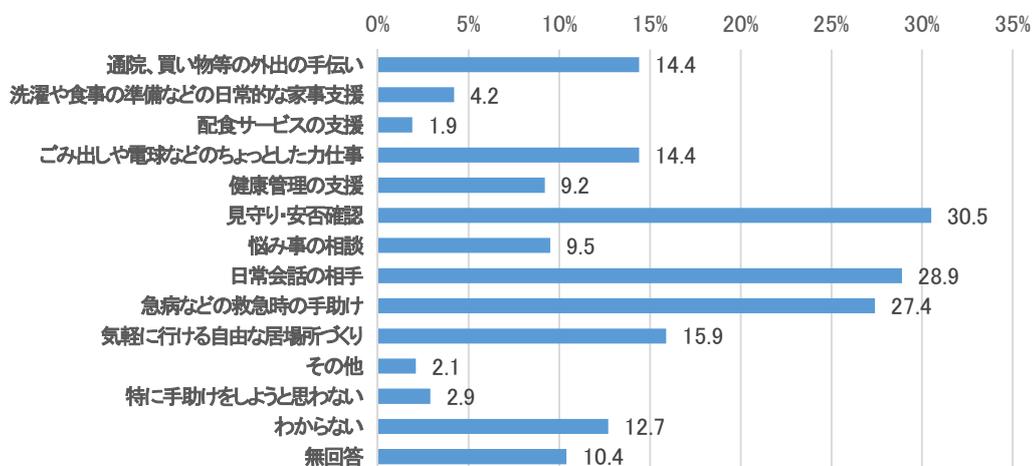
■ あなたが実施したい地域での支え合い活動は何ですか。（回答は3つまで）

N=245



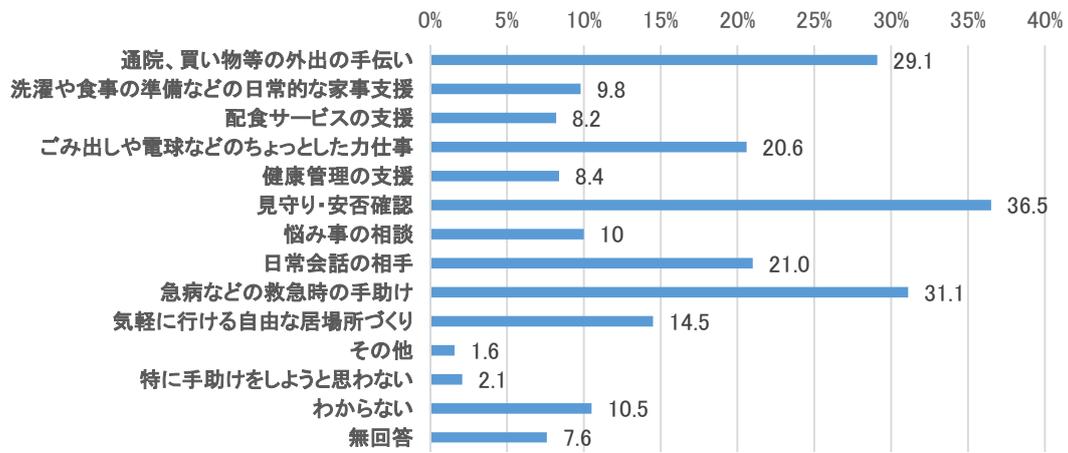
若年者一般調査

N=577



高齢者一般調査

N=4,339



日常生活圏域二一ズ調査

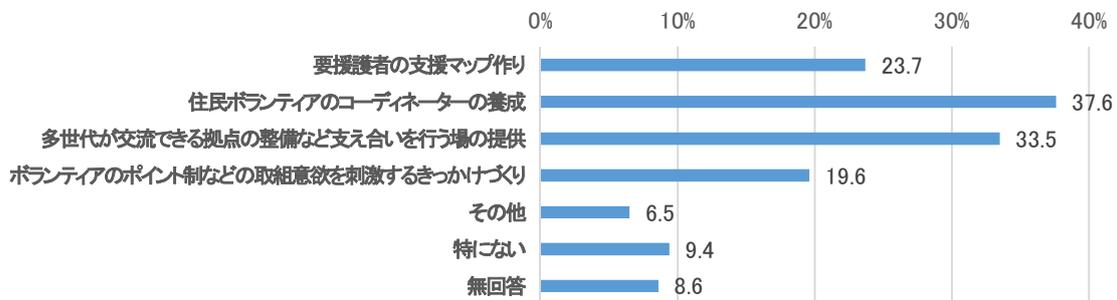
第2章

(3) 地域の支え合い機能の向上

地域の支え合い機能の向上について、若年者一般調査、高齢者一般調査、日常生活圏ニーズ調査、居宅介護サービス利用者実態調査及び介護保険未利用者実態調査の結果では、「地域の支え合い機能を向上させるためにどのような施策が有効だと思いますか」という質問に対して、「多世代が交流できる拠点の整備など支え合いを行う場の提供」、「住民ボランティアのコーディネーターの養成」、「要援護者の支援マップづくり」と回答した人の割合が高くなっています。

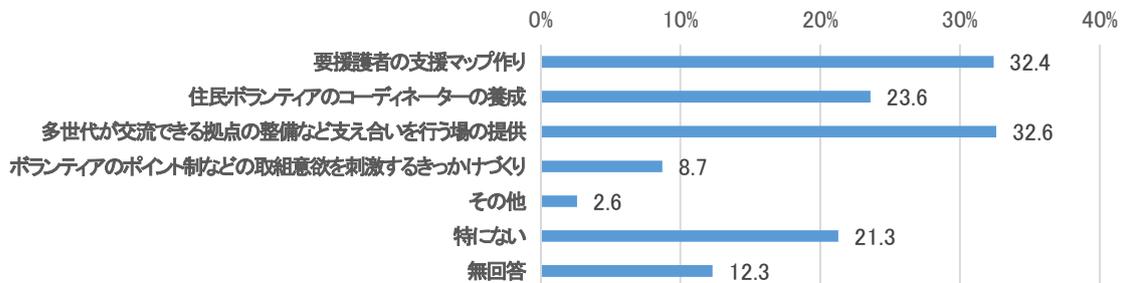
■ 地域での支え合い機能を向上させるためにはどのような施策が有効だと思いますか。

N=245



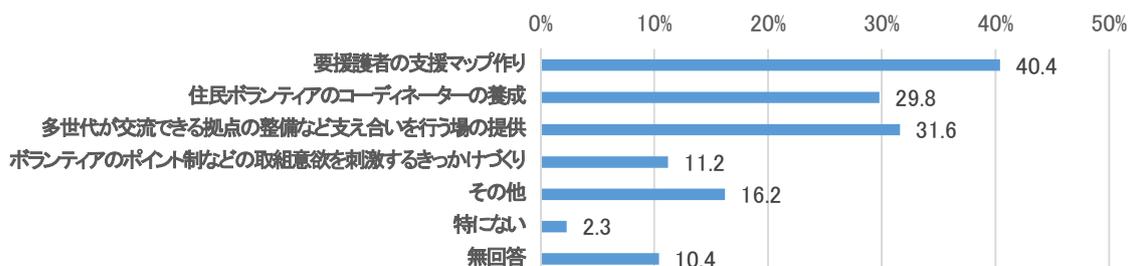
若年者一般調査

N=577



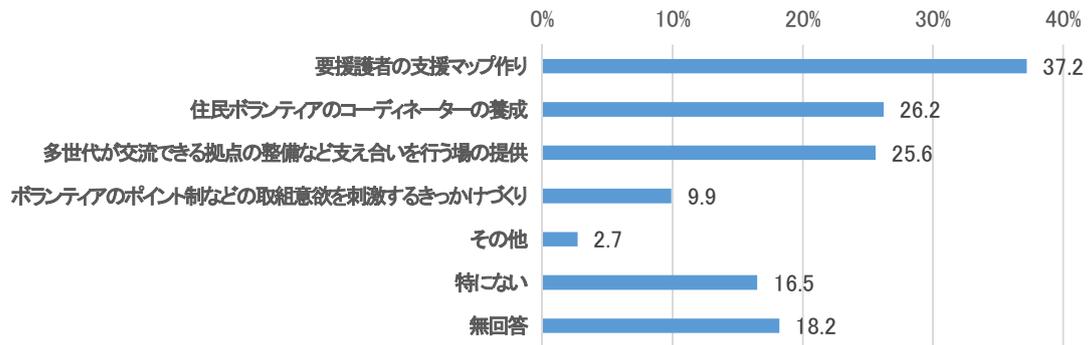
高齢者一般調査

N=4,339



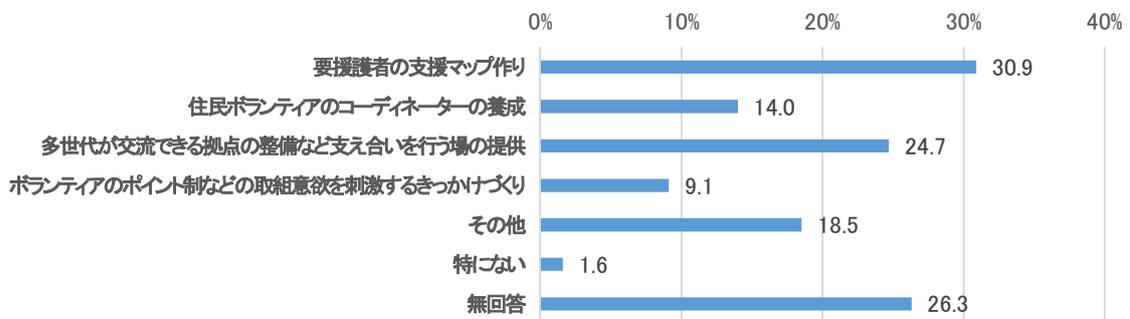
日常生活圏ニーズ調査

N=473



居宅介護サービス利用実態調査

N=243



介護保険未利用実態調査

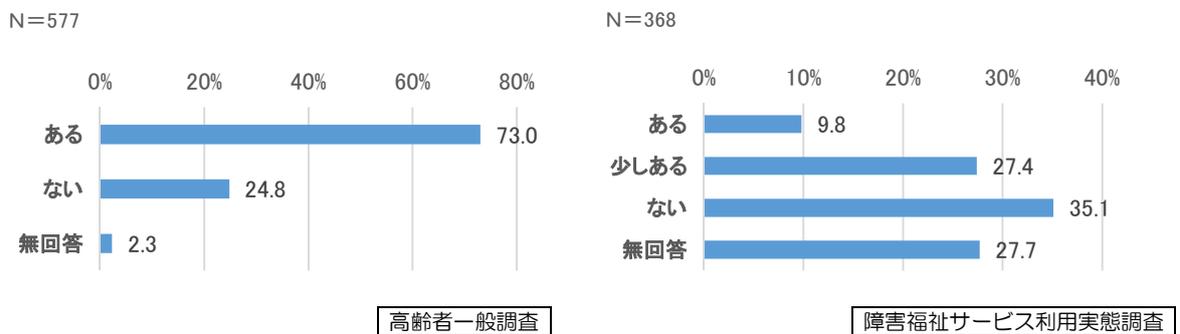
第2章

(4) 地域の人とつながりを持てる場や交流する機会

高齢者一般調査では、「地域とのつながりを持てる場や、交流をする機会がありますか」という質問に対しては、「ある」と回答した人の割合が「ない」と回答した人の割合を大きく上回っているものの、27.1%の高齢者が、「ない」又は「無回答」でした。

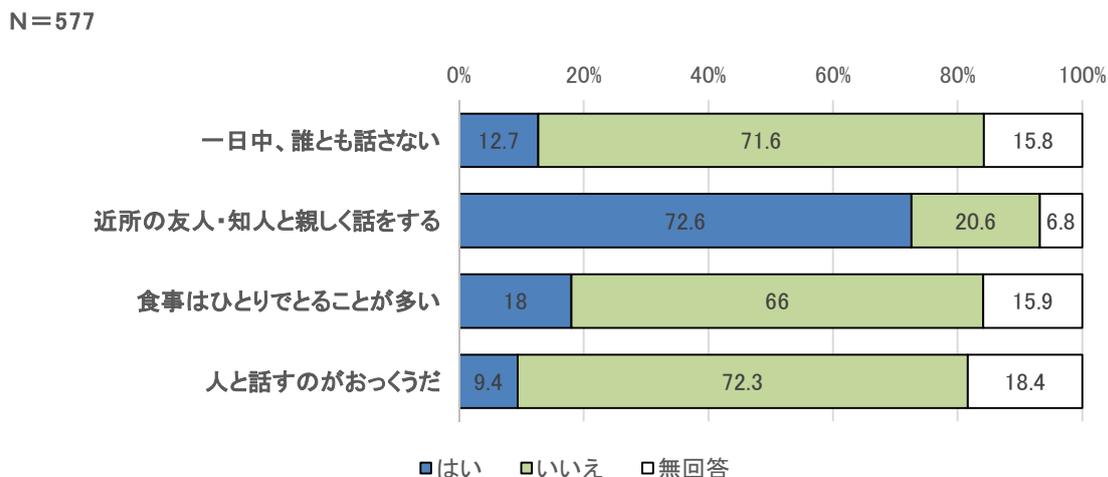
また、障害福祉サービス利用実態調査の結果を見ると、35.1%が「ない」、27.7%が「無回答」となっており、こちらも地域とのつながりが希薄であることが浮きぼりになりました。

■ 地域とのつながりを持てる場や、交流をする機会がありますか。



また、「あなたはふだん、次のようなことがありますか」という質問に対しては、高齢者一般調査では、「近所の友人・知人と親しく話をする」と回答した人の割合が高くなっています。

一方で、「一日中、誰とも話さない」と回答した人の割合が12.7%、「人と話すのがおっくうだ」と回答した人の割合が9.4%を占めています。

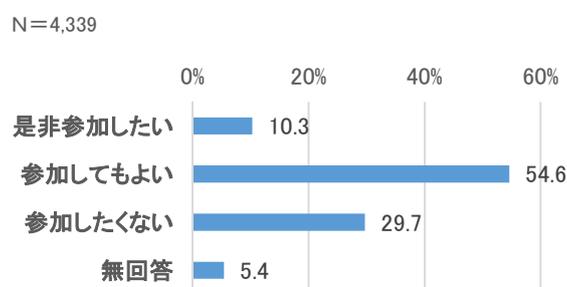


高齢者一般調査

(5) 地域での活動

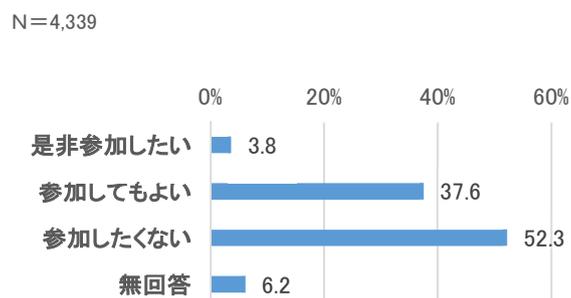
日常生活圏域ニーズ調査では、「地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか」という質問に対して、「参加してもよい」と回答した人の割合が高くなっていますが、「企画・運営（お世話役）」としては「参加したくない」と回答した人の割合が高くなっており、地域での活動の担い手の確保が課題であることが分かりました。

- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。



日常生活圏ニーズ調査

- 地域の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。



日常生活圏ニーズ調査

「ゆるやかな見守り」とは？

地域住民や民間事業者など地域の様々な方が、日々の生活や業務の中で、「いつもと違う」、「何かおかしい」と感じるがあったら、民生委員・児童委員や地域包活支援センター、地域福祉コーディネーターに相談するなど、地域で行う「さりげない」見守りです。

子どもから高齢者の方まで、あらゆる世代の方が、普段の生活の中で負担のない範囲で行えることが特徴です。

支援を拒んでいる方や、少し気がかりな方など、専門機関による定期的な訪問が難しい方又はそこまで至らない方を、地域での幅広い「気付き」で、さりげなく見守ることができます。

また、日常生活を送る中で、向こう三軒両隣の住民同士でお互いに気遣い合い、見守り合う関係を築くことや、御近所同士や仲間と集い、サークル活動やボランティア活動に参加するなど、社会に関わることも、ゆるやかな見守りにつながります。

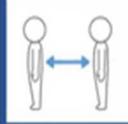
「新しい生活様式」とは？

新型コロナウイルスの新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度ゆるめられるようになった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があるため、長丁場に備えて感染拡大を予防する「新しい生活様式」に移行していく必要があります。厚生労働省から、以下の実践例が示されましたので、日常生活の中に取り入れましょう。

■ 感染防止の3つの基本

- 1 身体的距離の確保
- 2 マスクの着用
- 3 手洗い

取り入れよう **新しい生活様式** 詳しくは、

 <p>人との 間隔は 2 m (最低 1 m)</p>	 <p>症状がなくても マスク着用</p>	 <p>対面会話を 避ける</p>	 <p>買い物は 通販も活用</p>	 <p>帰省や旅行は 控えめに オンラインも活用</p>	 <p>遊びに行くなら 屋内より屋外</p>	 <p>持ち帰りや デリバリー を活用</p>	 <p>会議は オンライン</p>
---	--	--	---	---	--	--	--

第3章 計画の目指す姿と全体像

- 1 将来像
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 計画の体系

1 将来像

人口減少社会の到来や超高齢社会の進展により、地域では、核家族化の進行や一人暮らし世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯の増加に伴い、地域社会やコミュニティでのつながりが希薄化しています。

このように社会状況を取り巻く環境が変化する中、地域住民や行政などによる自助、互助、共助、公助を担う全ての人それぞれの役割を果たすことが重要です。

「福祉」は、特別な人に対して必要とされる言葉ではなく、全ての住民が関わる言葉であるという認識から、誰も排除されることなく子どもから高齢者までの全ての世代が安心して住み慣れた地域で暮らし続ける地域づくりが求められています。

こうしたことから、本計画では、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22（2040）年を見据え、目指す将来像を「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」とします。

将来像

誰もが住み慣れた地域で
自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる
地域包括ケア社会

2 基本理念

平成 30（2018）年に策定した地域福祉計画（第4期）では、「支える側」と「支えられる側」の役割が固定しない地域づくりが課題となっていたため、「見守り、見守られ、支え合う地域づくり」を基本理念に掲げ、日頃からの近所付き合いやお互いに様子を気にかけるなど、地域におけるゆるやかな見守り活動の取組を推進してきました。

しかし、少子高齢化の進展により、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などが増え、地域における住民のつながりが薄れることにより、社会的に孤立してしまう人が生じやすくなっています。

まずは、家族、友人、近隣との関わりを深め、地域住民との顔見知りの関係を築いていくことが重要です。そこからつながりができ、支え合いが生まれてきます。

これからは、支える側も支えられる側も、役割を持って生活していくことが求められています。

こうした点を踏まえ、地域福祉計画（第5期）では、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を基本理念とします。

基本理念

見守り、つながり、支え合い、
一人一人が尊重される地域づくり

3 基本目標

地域包括ケア社会の実現を確実なものとするためには、地域住民が主体となり、自ら解決に導く体制づくりを支援することはもちろん、互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまちづくりを推進していくことが必要です。

また、行政が主体となり、地域における複雑化・複合化した解決が困難な課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを推進することが求められています。

そこで、基本理念として掲げた「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を具現化するため、次の2つの基本目標を設定します。

<h1>基本目標</h1>	
<h2>基本目標 1</h2>	
<h3>住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち</h3>	
	
<h2>基本目標 2</h2>	
<h3>互いに認め合い、一人一人が尊重され、 地域で安心して暮らせるまち</h3>	
	

4 計画の体系

将来像

基本理念

基本目標

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

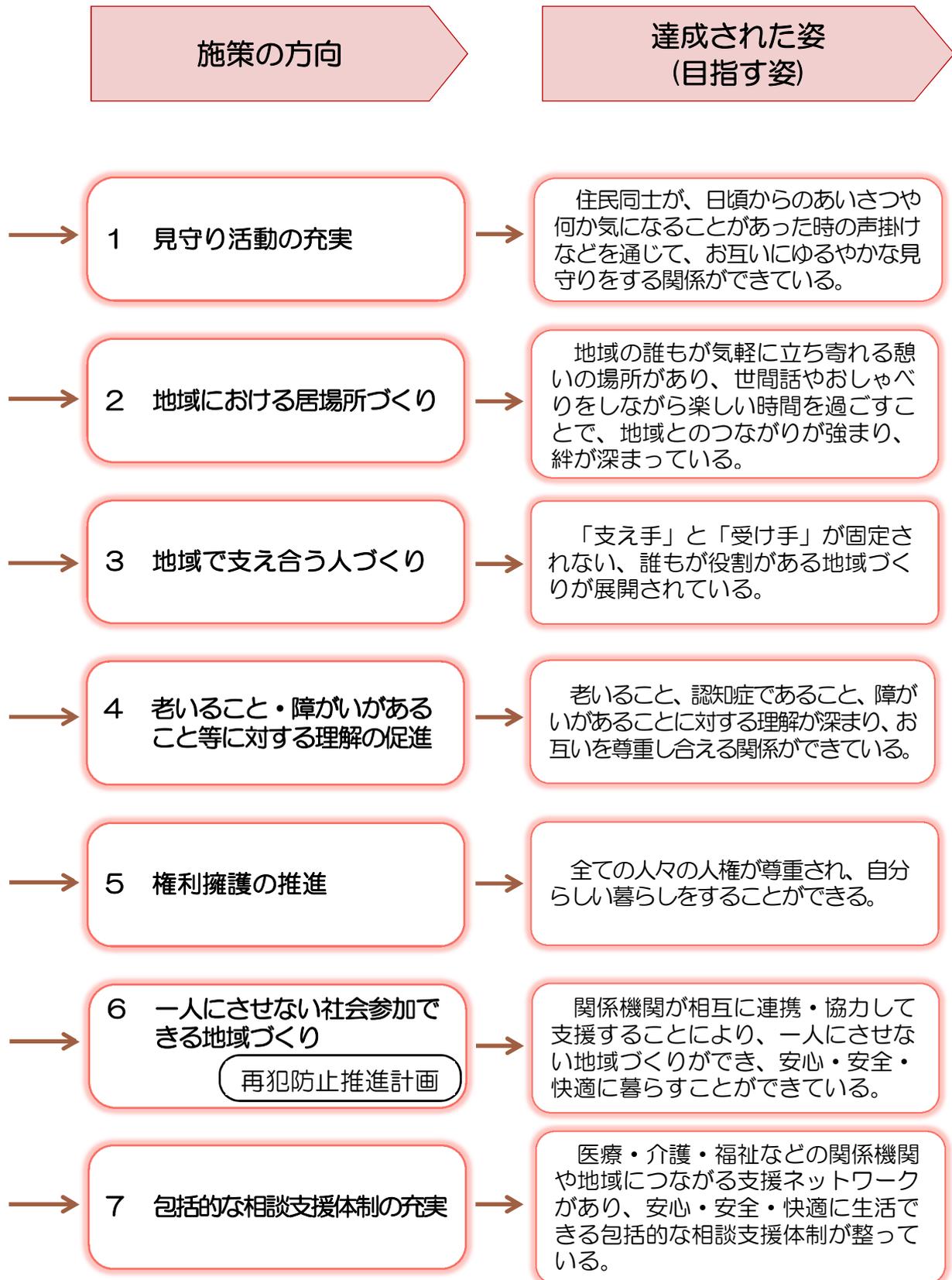
見守り、つながり、
支え合い、一人一人が
尊重される地域づくり

基本目標1
住民の絆が深まり、
地域で支え合う
共生のまち



基本目標2
互いに認め合い、
一人一人が尊重され、
地域で安心して
暮らせるまち





第4章 施策の展開

- 1 見守り活動の充実
- 2 地域における居場所づくり
- 3 地域で支え合う人づくり
- 4 老いること・障がいがあること等に対する
理解の促進
- 5 権利擁護の推進
- 6 一人にさせない社会参加できる地域づくり
- 7 包括的な相談支援体制の充実

第4章

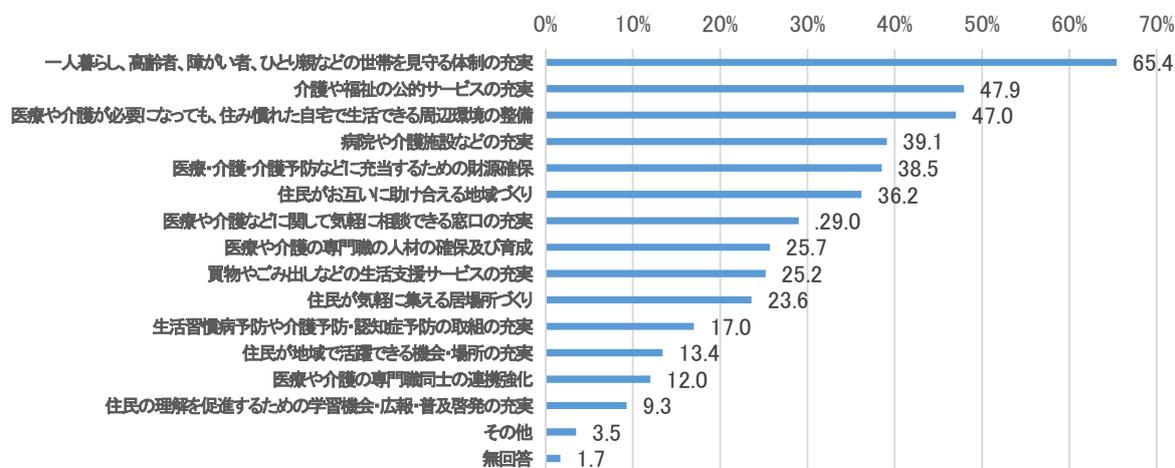
基本目標 1 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

施策の方向 1 見守り活動の充実

現状と課題

- 市民意識調査では、地域包括ケア社会の実現に向けて必要と思われる取組について、「一人暮らし、高齢者、障がい者、ひとり親などの世帯を見守る体制の充実」が必要な取組であると回答した人の割合が最も高い結果になっています。
- 地域で暮らす全ての人々が、それぞれの立場を超えて見守りの主体となることが期待されます。
- 誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会（地域包括ケア社会）の実現について、どのような取組が必要であると思いますか。

N=1,467



令和元年度市民意識調査

取組方針

- 子どもから高齢者まで声を掛け合い、日頃からの近所付き合いやお互いに様子を気にかけるなど、地域住民のちょっとした変化にも気付くことができる、地域におけるゆるやかな見守り活動の取組を推進します。
- 地域住民による取組のほか、民間事業者との地域見守り協定を締結するなど、見守り体制の重層化を図ります。

達成された姿

住民同士が、日頃からのあいさつや何か気になることがあった時の声掛けなどを通じて、お互いにゆるやかな見守りをする関係ができています。

地域コミュニティ活動が活性化し、様々な立場の人々が、支える側、支えられる側と固定されることなく、見守り、つながり、支え合う地域づくりを進める中で、誰一人として社会から孤立することなく、安心して生活することができています。

主な取組

1 地域住民による見守り活動の充実

- 子どもから高齢者まで、近所での声掛けや、いつもと違うことがないかお互いに様子を気にかけることから始める、日頃から適度な距離感を持った、地域住民によるゆるやかな見守り活動の実施
- 日常生活で異常が感じられた際に、地域包括支援センターや民生委員・児童委員などに速やかに連絡するよう相談窓口の啓発
- 日頃からの顔なじみの関係づくりを築き、災害発生時の避難行動に支援を必要とする人に対する近所同士の助け合いによる支援活動の実施

2 民間事業者との地域見守り協定の締結

- 配達業者や検針などを行う民間事業者が、玄関等に新聞や郵便物が溜まっている世帯などの日常生活の異変を行政に通報し、適切な対応につなげる地域見守り協定の締結
- 協定締結事業者からの通報に対する関係機関との連携による迅速な対応

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
地域での支え合いが展開されていると思う人の割合		34.8%	36.2%	40.0%	50.0%
地域見守り協定締結事業者数		61団体	65団体	73団体	75団体

第4章

基本目標 1 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

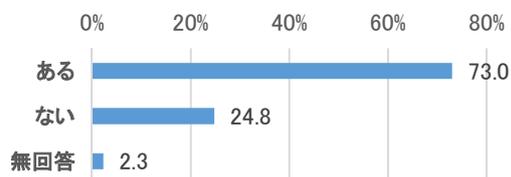
施策の方向 2 地域における居場所づくり

現状と課題

- 市内 15 地区では、地域福祉推進委員会を中心としたミニデイサービス、世代間交流事業、子育て支援事業などの地域における居場所づくりが活発に行われています。
- 「地域の人とのつながりを持てる場や、交流をする機会がありますか」という同じ質問を複数のアンケート調査で行ったところ「ある」と回答した人の割合は、高齢者に比べて、障害福祉サービスを受けている人が低くなっています。
- いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域の人とつながりを持ち、誰もが身近に顔を出せる場所があることが必要です。

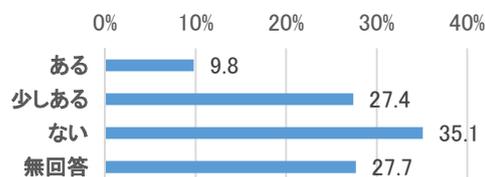
■ 地域の人とつながりを持てる場や、交流をする機会がありますか。

N=577



高齢者一般調査

N=368



障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 自治会館や老人憩の家などの身近な場所を活用し、子どもから高齢者までの誰もが気軽に立ち寄ることができる居場所づくりに取り組みます。
- 地域において誰もが活躍できる場や機会の創出など、社会参加や生きがいつくりにつながる取組を推進します。

達成された姿

地域の誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場所があり、世間話やおしゃべりをしながら楽しい時間を過ごすことで、地域とのつながりが強まり、絆が深まっている。

気軽に立ち寄り、憩える場があることで、地域の絆やコミュニティが形成され、誰もが笑顔で生きがいに満ちた生活を送ることができています。

主な取組

1 地域住民が主体となった居場所づくりの支援

- 地域住民にとって身近な居場所の周知
- 地域住民が日常的に集える居場所づくりの支援
- 「新しい生活様式」を取り入れた居場所づくりの支援

2 地域住民が集える通いの場の開催

- ミニデイサービスの開催
- サロンや茶話会などの開催
- 障がいがある人でも気軽に参加しやすい通いの場の開催

3 誰もが活躍できる場や機会の創出

- 生きがいや社会参加につながるサークル活動等の充実
- 得意分野をいかした地域での活動の場や機会の創出

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
地域の人とつながりを持てる場や交流をする機会があると思う人の割合		43.8%	41.1%	45.0%	50.0%

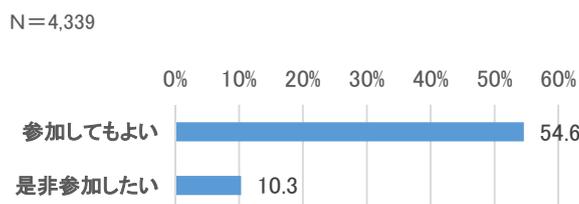
第4章

基本目標 1 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

施策の方向 3 地域で支え合う人づくり

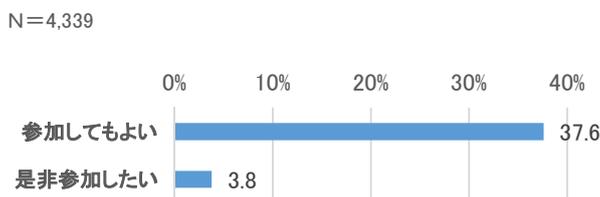
現状と課題

- 地域での日頃からの助け合いや支え合いの活動は、地域に住む全ての人々により進めることが重要ですが、その担い手が一部の地域住民に偏ってしまい、その人々への負担増加が懸念されます。
- 日頃から地域の中で顔の見える関係を作り、誰もが自分のできる範囲内で参加、協力し合える環境づくりをすることが求められています。
- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。



日常生活圏ニーズ調査

- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。



日常生活圏ニーズ調査

取組方針

- 身近な地域の中で、人とのつながりを作り、日常生活での困りごとに気付き、手を差し伸べることができる人を増やします。
- 地域福祉活動に携わっている人を支援します。

達成された姿

「支え手」と「受け手」が固定されない、誰もが役割がある地域づくりが展開されている。

身近な地域における住民同士の関係から全ての人々がつながり「支え手」と「受け手」が分かれることのない、互いに協力し合える社会が実現しています。

主な取組

1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援

- 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で見守り、支える認知症サポーターの養成
- 地域において子育てに関するアドバイスをするボランティア、子育てアドバイザーの養成
- 地域福祉に携わる民生委員・児童委員活動の負担軽減などの環境づくり

2 地域で支え合う仕組みづくりの支援

- 地域住民ができる範囲で支援を行うボランティア活動の推進
- 地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する「生活支援コーディネーター」体制の充実
- 認知症に関する相談のほか、介護・福祉などの総合相談窓口として何でも相談できる地域包括支援センターの充実強化
- 障がい者の多様なニーズに対応するため、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの充実強化

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
地域での支え合い活動について、見守りを実施したいと思う人の割合		37.7%	36.0%	50.0%	70.0%
ボランティアセンターにおける登録団体加入者数		5,039人	4,600人	4,900人	6,000人

第4章

基本目標 2 互いに認め合い、一人一人が尊重され、
地域で安心して暮らせるまち

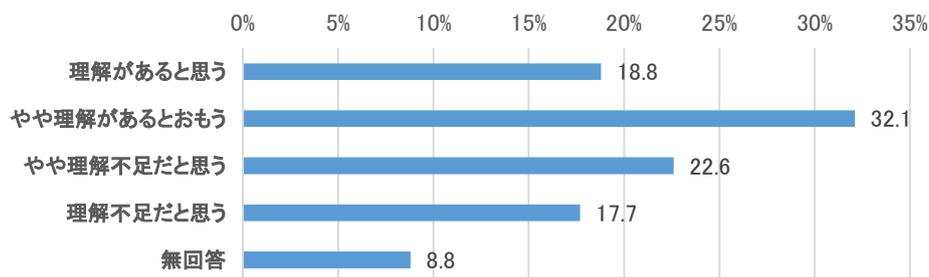
施策の方向 4 老いること・障がいがある こと等に対する理解の促進

現状と課題

- 高齢者も障がいのある人も、地域で自分らしい暮らしを続けることができる社会を実現するため、地域住民一人一人が老いることや障がいがあることへの理解を深めることが重要です。
- 障害福祉サービス利用実態調査では、地域の障がい者に対する理解について、「理解があると思う」又は「やや理解があると思う」と回答した障がい者の割合が、50.9%と平成 28（2016）年度の前回調査から 7.6%上昇しています。

■ 地域の方は障がい者に対する理解があると思いますか。

N=368



障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 老いること、障がいがあることを理由とする差別の解消について、地域住民の関心と理解を深めるため、様々な機会を通じて啓発を行います。
- お互いを理解し、助け合いの心を育むために、幼少期から全ての年代が交流する機会を設けます。

達成された姿

老いること、認知症であること、障がいがあることに対する理解が深まり、お互いを尊重し合える関係ができています。

自分や相手を受け入れ、誤解や偏見のない、お互いを認め合う関係づくりを通じて、誰もがお互いを尊重し、支え合う社会が実現しています。

主な取組

1 理解を広めるための普及活動の実施

- 認知症の症状とその対処法・支援体制などの情報をまとめた「認知症ケアパス」等の配布
- 障がいを理解するためのガイドブック、障がいがある人が困ったときに、周囲に理解や支援を求めるために提示する「ヘルプカード」等の配布
- 「看取り」に対する理解を広めるための講演会等の開催

2 理解を深めるための啓発活動の実施

- 車椅子や加齢に伴う身体機能の低下を体験することができる福祉体験教室の実施
- 認知症サポーターの養成
- 認知症サポーターが地域で活躍できる仕組み（チームオレンジ）づくり
- 認知症についての市民普及交流イベント（オレンジフェスタ）の実施
- 高齢者保健福祉施設や障がい者支援施設などでの地域交流事業の実施
- 地域における世代間交流事業の実施
- インクルーシブ教育の推進

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
地域の障がい者に対する理解があると思う人の割合		43.3%	50.9%	55.0%	60.0%
認知症普及交流イベント(オレンジフェスタ)の参加人数		—	150人	250人	350人

第4章

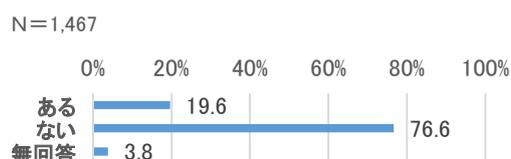
基本目標 2 互いに認め合い、一人一人が尊重され、
地域で安心して暮らせるまち

施策の方向 5 権利擁護の推進

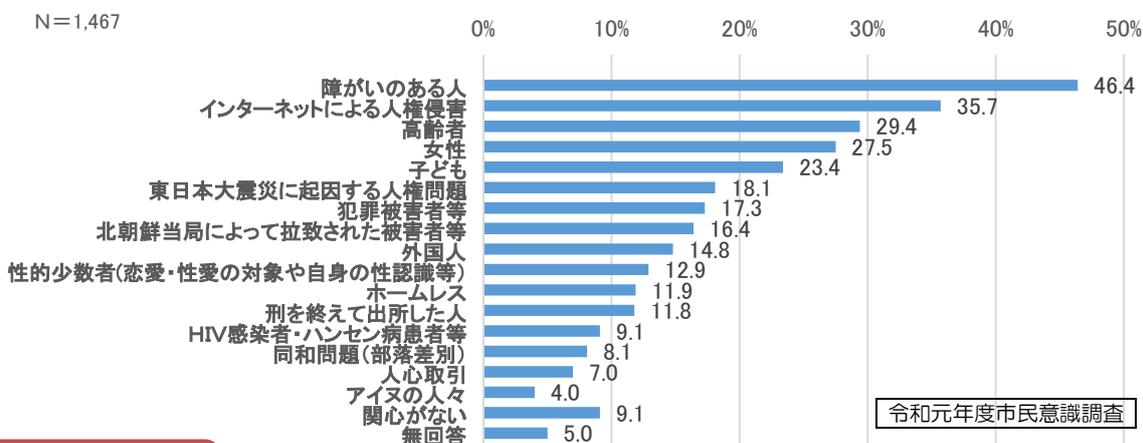
現状と課題

- 超高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中、判断能力の不十分な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、虐待や高齢者の権利を守る取組の必要性が高まっています。
- 本市が行った市民意識調査では、76.6%の人が、自己的人権が侵害されたことがないと回答していますが、人権問題や差別について、高齢者、障がいのある人、子どもなどに対する問題に関心が高まっています。

■ 自己的人権が侵害されたと感じたことはありますか。



■ どのような人権問題や差別に対して、関心がありますか。



取組方針

- 高齢者等の虐待の未然防止に向けて取組を行うとともに、虐待の通報や相談があった場合には、関係機関と連携し、速やかな対応に努めます。
- 高齢者や障がい者の意思決定を尊重し、基本的な人権や財産を守るために、成年後見制度の普及啓発を推進します。
- 地域において、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見、早期支援に向けて地域連携ネットワークを構築します。

達成された姿

全ての人々の人権が尊重され、自分らしい暮らしをすることができている。

判断能力が不十分な人を支援する体制が整い、安心して地域で暮らすことができています。

主な取組

1 権利擁護に関する相談窓口の充実

- 成年後見制度の総合的な相談、高齢者や障がい者の虐待などの相談支援を行う権利擁護支援センターの機能充実
- 権利擁護支援センター、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの連携強化

2 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待防止

- 高齢者、障がい者虐待防止ネットワークの推進
- 要保護児童対策地域協議会における児童虐待防止の取組
- 虐待防止へ向けた啓発活動の充実

3 成年後見制度の理解促進

- 地域住民への周知啓発
- 市民後見人の育成・支援
- 法人後見受任体制の構築

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
権利擁護支援センターの相談受付件数		104件	89件	300件	400件
人権が侵害されたと感じたことがある人の割合		—	19.6%	17.0%	15.0%

第4章

基本目標 2 互いに認め合い、一人一人が尊重され、
地域で安心して暮らせるまち

施策の方向 6 一人にさせない社会参加 できる地域づくり

現状と課題

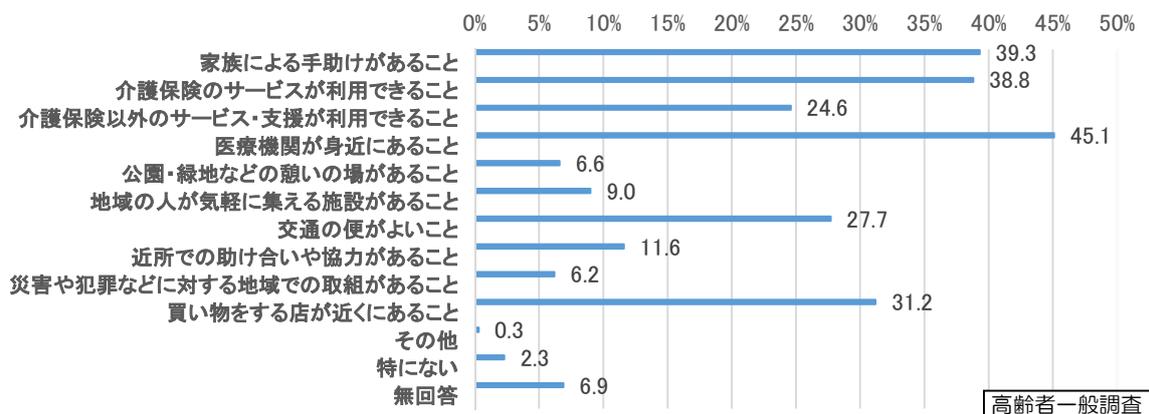
○ これまでの福祉制度は、高齢者や障がい者、子どもなどを対象として、個別の分野ごとに展開されてきましたが、近年は、経済的な問題や社会的な孤立、日常生活に関する問題などが複合的に絡み合い、生活に困窮しているケースが多く見受けられます。

こうした課題を抱えている人に対しては、これまでの福祉サービスを活用しながら、地域のつながりや支え合いの中で、支援につなげることが求められています。

○ 地域包括ケア社会の実現のためには、地域社会とのつながりが実感できるとともに、生活の基盤となる住まいを中心とした支援体制づくりと様々な障壁を取り除いた安心・安全で快適な生活環境を整備することが求められています。

■ 高齢期に希望する場所で暮らすために必要なことは何ですか。

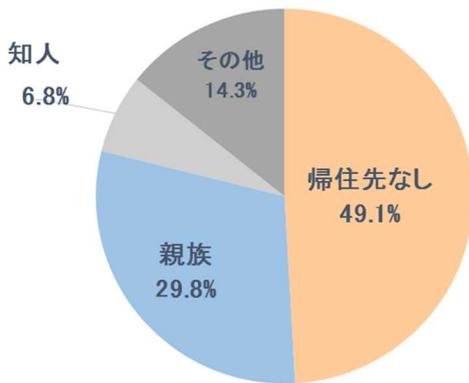
N=577



- 令和元年度版再犯防止推進白書によると、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、高齢者が全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割が出所後6か月未満という短い期間で再犯に至っています。また、知的障がいがある人についても、再犯に至るまでの期間が短いと指摘されています。
- 平成28（2016）年の矯正統計では、帰る場所がないまま出所する受刑者が約4,700人で全体の49.1%となっており、出所時に適当な帰住先がなかった再入所者のうち、約6割が1年未満で再犯に及んでいます。
- 刑務所への再入所者のうち、約7割が再犯時は無職で、仕事の無い人の再犯率は、仕事のある人の約3倍となっています。

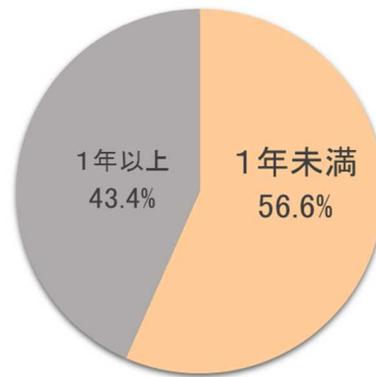
■ 住居と再犯の関係

帰る場所がないまま出所する受刑者



平成28年度矯正統計年報

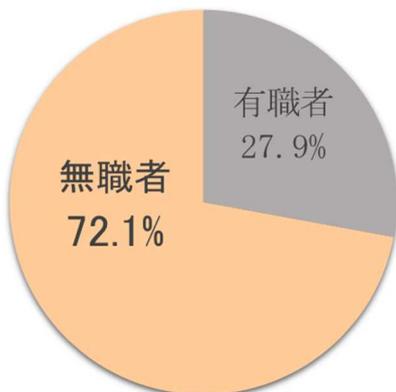
出所時に適当な帰省先がなかった再犯者



平成21年度版犯罪白書

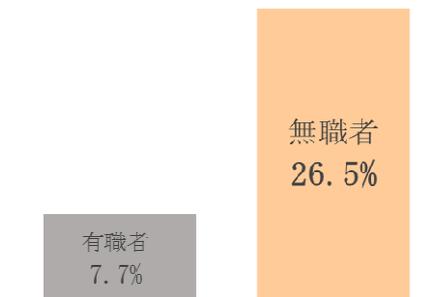
■ 仕事と再犯の関係

再入所者のうち約7割が再犯時無職



平成28年度犯罪白書

仕事のない人の再犯率は仕事のある人の約3倍



平成23年から27年までに保護統計年報の累計

第4章

取組方針

- 複合的な課題を解決するためには、支援が必要な人の生活、就労、教育などの様々な側面からの支援をするため、関係機関と連携したきめ細やかな伴走型の支援に努めます。
- バリアフリーの推進や移動交通手段の整備などにより、快適な生活環境と豊かな生活空間を備えたまちづくりを進めます。
- 保護司を始めとした民間協力者、関係機関等と連携しながら、再犯防止対策に取り組み、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。

達成された姿

関係機関が相互に連携・協働して支援することにより、一人にさせない地域づくりができ、安心・安全・快適に暮らすことができています。

誰もが地域社会とのつながりを実感し、社会参加をしながら自分らしく生活することができています。

主な取組

- 1 様々な課題を抱えた支援を必要とする人への支援
 - 自立に向けた相談支援事業の実施
 - ニーズに合った就労準備支援事業の実施
 - 住宅確保が困難な人への居住支援の実施
 - 生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援事業の実施と教育委員会との連携
- 2 住み慣れた地域で暮らすための安心・安全・快適な生活環境の整備
 - 公園・道路・歩道などのバリアフリーの促進
 - 移動交通手段の利便性向上
 - 買い物支援の充実

3 関係機関と連携した再犯防止対策への取組

- 様々な課題を抱えた支援を必要とする高齢者や障がいのある人などに対する適切な福祉・保健医療サービスの提供
- 地域住民が一丸となった社会を明るくする運動の実施
- 保護司などの民間協力者や関係機関と連携した、犯罪や非行の未然防止のための広報啓発活動の実施

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
自立支援相談事業の新規相談件数		250件	332件	360件	400件
高齢者施策に関して、交通手段の整備を望む高齢者の割合		33.3%	36.6%	33.0%	32.0%
厚木警察署管内の再犯者率		—	52.2% (2018年)	46.0%	42.0%

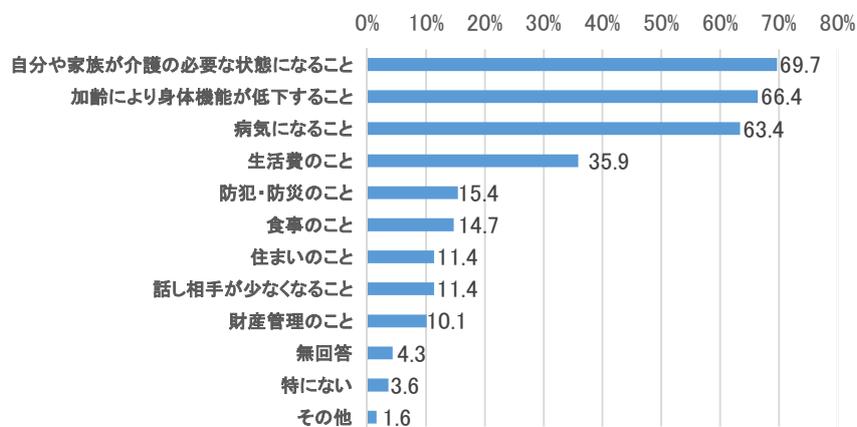
基本目標 2 互いに認め合い、一人一人が尊重され、
地域で安心して暮らせるまち

施策の方向 7 包括的な相談支援体制の充実

現状と課題

- 地域包括支援センターにおける総合相談件数は年々増加し、医療・介護・福祉などの異業種間の連携も進んでいますが、少子高齢化の進展や 8050 問題、ダブルケアなどの課題が複雑化・複合化し、解決困難なケースや制度の狭間から生じる課題が増えています。
- 可能な限り在宅で暮らし続けるためには、地域社会とのつながりが実感できるとともに、地域住民による相互の取組のほか、医療・介護・福祉の専門職などの多様な機関の連携によって地域全体で支える仕組みを構築することが必要です。
- 将来について何か不安はありますか。

N=577



高齢者一般調査

取組方針

- 既存の福祉サービスの活用だけでなく、制度の狭間で困っている人を地域の関係者と連携を図りながら適した支援へつなげます。
- 地域住民の誰もがその人の状況にあった支援が受けられる包括的な支援体制を構築します。
- 支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう地域全体で支援するネットワークを構築します。

達成された姿

医療・介護・福祉などの関係機関や地域につながる支援ネットワークがあり、安心・安全・快適に生活できる包括的な相談支援体制が整っている。

様々な課題を抱え、支援が必要な人を受け止める包括的な支援体制が整い、その人のニーズに応じた適切な支援を継続して受けることができます。

主な取組

1 課題解決に向けた相談支援体制づくり

- 民生委員・児童委員等による地域の福祉ニーズの把握と福祉サービスなどにつながる活動の活性化
- 地域包括支援センターや障がい者相談支援センターによる総合的な相談支援の充実
- 地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制の整備
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の構築
- 顔の見える関係づくりを進める研修会の開催

2 多職種（医療・介護・福祉）の連携強化を始め、様々な業種の協働の推進

- 在宅医療・介護・福祉・生活支援に携わる人材の育成・確保
- 在宅や施設での看取りの推進

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
地域包括支援センターにおける総合相談件数		32,104件	42,307件	43,500件	44,000件
介護職の人材確保支援を受けて市内事業所(介護施設)に就労した人数		9人	20人	36人	44人

第5章 指標

施策の進捗を測る指標

施策の進捗を測る指標

本計画で位置付けた7つの施策の進捗を測る指標は次のとおりです。

なお、㊦印のある指標名は、第4章 施策の展開に掲載した主な指標の再掲です。

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元 (2019)年度	R3 (2021)年度	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度
施策の方向1 見守り活動の充実				
取組1 地域住民による見守り活動の充実				
地域での支え合いが展開されていると思う人の割合 ㊦	36.2%	—	—	40.0%
避難行動要支援者名簿の同意者の割合	57.3%	60.0%	62.5%	65.0%
取組2 民間事業者との地域見守り協定の締結				
地域見守り協定締結事業者数 ㊦	65 団体	67 団体	70 団体	73 団体
施策の方向2 地域における居場所づくり				
取組1 地域住民が主体となった居場所づくりの支援				
地域住民が主体となった居場所の箇所数	230 箇所	235 箇所	240 箇所	245 箇所
取組2 地域住民が集える通いの場の開催				
地域の人とつながりを持てる場や交流をする機会があると思う人の割合 ㊦	41.1%	—	—	45.0%
各地区の地域福祉推進委員会が実施する各種事業の開催数	2,093 回	2,100 回	2,200 回	2,300 回
取組3 誰もが活躍できる場や機会の創出				
老人保養施設等利用助成券の利用件数	22,666 件	29,960 件	30,210 件	30,540 件
老人憩いの家の利用者数	132,469 人	144,000 人	145,000 人	146,000 人

第5章

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元 (2019)年度	R3 (2021)年度	R4 (2022)年	R5 (2023)年
施策の方向3 地域で支え合う人づくり				
取組1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援				
地域での支え合い活動について、見守りを実施したいと思う人の割合 ⊕	36.0%	—	—	50.0%
子育てアドバイザー登録者数	370人	300人	300人	300人
取組2 地域で支え合う仕組みづくりの支援				
地域ボランティア養成講座の開催地区	4地区	3地区	4地区	4地区
ボランティアセンターにおける登録団体加入者数 ⊕	4,600人	4,700人	4,800人	4,900人
シルバー人材センター会員数	1,060人	1,180人	1,200人	1,220人
施策の方向4 老いること・障がいがあること等に対する理解の促進				
取組1 理解を広めるための普及活動の実施				
地域の障がい者に対する理解があると思う人の割合 ⊕	50.9%	—	—	55.0%
ヘルプカードや啓発チラシの配布枚数	3,664枚	4,000枚	4,000枚	4,000枚
差別解消に関する研修会参加者数	100人	100人	100人	100人
取組2 理解を深めるための啓発活動の実施				
認知症サポーター数	15,404人	16,000人	16,500人	17,500人
地域版チームオレンジの結成数	—	2チーム	3チーム	4チーム
認知症普及交流イベント（オレンジフェスタ）の参加人数 ⊕	—	150人	200人	250人
施策の方向5 権利擁護の推進				
取組1 権利擁護に関する相談窓口の充実				
権利擁護支援センターの相談受付件数 ⊕	89件	200件	250件	300件
取組2 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待防止				
人権が侵害されたと感じたことがある人の割合 ⊕	19.6%	—	—	17.0%
虐待防止のための周知啓発事業	—	2回	2回	2回
取組3 成年後見制度の理解促進				
法人後見を受任できる社会福祉法人数	1法人	2法人	3法人	5法人

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元 (2019)年度	R3 (2021)年度	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度
施策の方向6 一人にさせない社会参加できる地域づくり				
取組1 様々な課題を抱えた支援を必要とする人の自立支援				
自立相談支援事業の新規相談件数 [⊕]	332件	340件	350件	360件
就労準備支援事業の利用者数	9件	310件	330件	360件
生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援の参加者数	15人	20人	25人	30人
取組2 住み慣れた地域で暮らすための安心・安全・快適な生活環境の整備				
高齢者施設に関して、交通手段の整備を望む高齢者の割合 [⊕]	36.6%	—	—	33.0%
取組3 関係機関と連携した再犯防止対策への取組				
厚木警察署管内の再犯者率 [⊕]	52.2% (2018年)	50.0%	48.0%	46.0%
社会を明るくする運動の参加者数	764人	850人	900人	950人
施策の方向7 包括的な相談支援体制の充実				
取組1 課題解決に向けた相談支援体制づくり				
地域包括支援センターにおける総合相談件数 [⊕]	42,307件	42,500件	43,000件	43,500件
地域福祉コーディネーターの活動件数	1,752件	2,100件	2,300件	2,500件
地域ケア会議の開催数	44回	20回	30回	40回
多職種研修の参加人数	578人	400人	400人	400人
取組2 多職種(医療・介護・福祉)の連携強化を始め、様々な業種の協働の推進				
介護職の人材確保支援を受けて市内事業所(介護施設)に就労した人数 [⊕]	20人	28人	32人	36人
在宅(自宅、老人ホーム)での看取り率	24.4% (2016年)	25.5%	26.0%	26.5%